

第56回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

平成25年9月26日(木曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	伊 東 静 夫	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。
昨日に引き続き、早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠に御苦労さんでございます。
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1、日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。
通告に基づき順次議長より指名をいたします。
まず初めに、8番、笹田鈴香君の発言を許可いたします。

〔8番 笹田鈴香君 登壇〕

8番（笹田鈴香君） おはようございます。8番、日本共産党の笹田鈴香でございます。
全国的な異常気象のため、各地で大雨の被害が起きていますが、テレビなどで流れてくる映像から、今まで経験したことのない大雨だなどという声を聞くと、同時に、このこと、佐用町のことが浮かんできます。
佐用町の9号台風では、4年前の災害では、20人もの命が失われました。あれから4年、命を守る行政の責任者として、住民が安心して暮らせるために、より真剣に取り組む必要があるのではないのでしょうかということで、本日は、3点の質問をさせていただきます。
一つ目は、隅々まで行き届いた行政を。二つ目が、学校統廃合の関係で、今の進め方でよいのか。そして三つ目は、定住促進と空き家対策は早急な検討をという事項でさせていただきます。
まず、1点目です。この場からの質問としまして、合併して8年、山林、田畑の荒廃が目立ち、少子高齢化は進む一方です。特に、合併しても、住民サービスは、後退させないということでしたが、サービスは後退し、隅々は、ドンドン、切り離されていくように思います。
そこで、一つ目に、サービスの低下として以下の件を、どう考えるのかということで、①、公共施設等の使用料の引き上げ。②、ひまわりサービスの毎日運行から、さよさよサービスになって隔日運行になった。そして、③番目は、各支所、そして出張所の合理化による業務の縮小。そして④番目、合理化による職員の減。
そして、二つ目は、2番目は、特定健診会場をなぜ減らすのかということでお尋ねします。
石井地域の人が、今年から旧石井小学校の会場での受診はできないので、利神小学校や江川小学校で受診しなくてはならない。そういった苦情が寄せられました。
その一つでお尋ねしますが、ほかの地域はどうなっていますか。二つ目、住民苦情がでています。減らした理由は何なのか。三番目、受診率を高めよという中で、会場減は受

診率の低下とともに、健康管理の低下にはなりませんか。四、健診会場は減らすべきではないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

そして、3、先日、独居老人宅で介護ヘルパーが訪問すると停電で冷凍室の物も全て溶けていたという事実がありました。8月27日付神戸新聞、資料を付けております。後ろに。郵便局が安否確認、買い物代行などの高齢者支援事業をはじめると掲載していますが、行政として適正に対応できる体制はできませんか。

以上、この場での質問とします。明快なるご答弁をよろしくお願いします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初のご質問、笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

隅々まで行き届いた行政をということで、ご質問をいただいておりますけれども、笹田議員は、いつもですね、住民サービスが、ドンドン後退していくというふうに言われますけれども、私は、もう少し総合的に、また、正確に見ていただいておりますね、ご判断をいただきたいなというふうに思います。

合併以前と比べてですね、合併して全てがよくなったとは、当然、申しません。サービスの低下がある部分もあるかもしれませんが、私は、逆にサービスを充実した部分もたくさんありますし、総合的に見ていただければですね、決して、サービスの大きな低下というものはないというふうに思っております。

最初の公共施設等の使用料の引き上げということでございますが、町では、合併後に旧4町で、まちまちでありました類似公共施設の使用料を統一をし、同じ規模の会議室を使っても施設を使っても、使用料に差があったり、冷暖房料が加算される施設やされない施設。また、有料であったり、無料であったりしておりましたので、これを全体で均衡を図ることといたしました。これは、合併時点においてもですね、この調整をするということは、当然のことでございます。

合わせて、施設によってはですね、使用時間区分を細分化するなど、施設の有効利用を図れるということも考慮をして検討をしたわけでありまして。

使用料が安くなる施設がある一方で、施設によっては、若干、使用料が上がったところもございますが、全体として均衡が図れたものと考えております。

また、この使用料につきましてはですね、そうした使用料を決めておりますけれども、自治会、地域づくり協議会、PTA、子ども会、文化団体、体育協会の団体、スポーツクラブ、老人クラブなど、実際にご利用いただいている多くの団体、ほとんどの団体がですね、全部の減免か、少なくとも半分の減免という形で、サービスの低下がないように取りはかっているところであります。

実際に、笹田議員がですね、公共料金が上がっている、使用料が上がっていると、そういう団体でですね、もし、お困りのところがあるらしたら、具体的に、どういうところが使用料を、どれだけお払いになっているのか、そういうところを示していただければですね、減免規定に基づいて、照らし合わせてですね、それは、私のほうで、十分対処をさせていただきますと思っております。

また、2点目のひまわりサービスの毎日運行から隔日運行にということについてのご質問でございますが、このことについては、これまで何回も説明をさせていただいていると

ころであります。ひまわりサービスは、合併前の旧南光町が行ってきた外出支援サービスでございます。

合併後には、新町として、全町取り組むためにですね、全町域を二つの区域に分けて隔日運行した運行体系によって、さよさよサービスとして、平成 19 年 2 月から新町全域にサービスを拡大して実施をしております。

新佐用町といたしましては、これまでなかったサービスを旧 3 町に拡充し、交通サービスの充実を図ったものでございます。旧南光地域については、隔日になっておりますけれども、使用目的についても、買い物等にも利用していただけるように改善したり、また、タクシーの運賃の補助制度も初乗り補助を半額の補助、また、全域で佐用町が行ってきた、全域にタクシー補助制度事業という形で、南光地域も、当然、そのサービスを行っております。

また、南光地域においては、船越、佐用線という形ですね、現在も、コミバスを運行させていただいております。

タクシー運賃助成事業では、昨年度は 1 万 7,800 人にご利用をいただいて、さよさよサービス事業とコミバス、また、タクシー運賃の補助事業の制度を高齢者の方々の交通手段として、効率よくご利用をいただいております。

総合的に見ていただければ、サービスの低下は、私はないというふうに考えております。

次に、3 点目の各支所、出張所の合理化による業務の縮小と、4 点目の合理化による職員の減ということにつきましてもですね、これは、合併後、当然、町として、町民のために取り組まなければならない取り組みでございます。

人件費等の削減によって生まれる財源は、今後の町民のために使われるものでありまして、行政サービス、福祉サービスの維持をするためにも、町民の方から求められている取り組みであります。

職員といたしましては、非常に負担が増えるということがありますけれども、町民に対する責任として、これは取り組んでいかなければならないことであります。

昨日も、お二人の議員からご質問がございました地方交付税の一本算定化後の財政運営を視野に入れ、町では職員数の推移も見つつ、組織体制を見直し、簡素で効率的な組織・機構となるように目指しております。

この先、限られた財源、減っていく職員数の中でサービスを低下させることのないよう取り組むためにも、今後も行革の推進は、当然、必要なことでございます。

次に 2 点目の特定健診会場をなぜ減らすのかということでございますが、本町において、前年度までは、受診者の居住区域毎に、地区割りの健診会場・健診日程の受付を行ってまいりましたが、平成 25 年度より、受診申込み時に、受診者の時間的な利便性の向上を図るために、健診会場・健診日程を自由に選択いただけるように変更をいたしました。

これは、各健診会場での受診人数の向上確保や、検診車両・医師・看護師等のマンパワーの配置調整に、検診実施機関でございます姫路市医師会、J A 兵庫厚生連から、日程調整等の要請を受けたことによる事業の見直しを行い、延日数で 4 日間の縮小をいたしました。

今年度の特定健診・がん検診等の受診者は、昨年同時期の 8 月末時点で比較しても、ほぼ同数であり、大きな影響は見受けられません。又、本年度のさらなる受診率向上のため、未受診者の方々に、個別通知や各種の広報活動を行い、追加の、特定健診・がん検診を、11 月 24 日の日曜日に、佐用町保健センターで実施することといたしております。

今後も、受診者数の低下を招かないよう健診日時、会場、回数等を検討し、佐用町の地域特性を踏まえ、医療費削減、町民の皆さんの健康向上につながる効果的な特定健診・がん検診が実施できるよう進めてまいります。

次に3点目の高齢者の見守りについて行政として適正に対応ができる体制はできないのではないかとありますが、佐用町の高齢化や独居高齢者は、当然、今、増加しており65歳以上の高齢者が6,392人、高齢化率も33.7パーセントとなっております。これは兵庫県下でも3番目に高い高齢化率でございます。

ご高齢者については、地域包括支援センターや社会福祉協議会を中心に民生委員などの関係機関からの情報を把握し個別訪問・聴き取り等を実施するなど支援策を実施しております。

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、身近な地域の人々との交流や関係団体、関係機関等の声かけ訪問などによる日常の安否確認や、こうした安否確認等を通じて、できるだけ早く、早期に問題を発見し、必要な支援等を迅速かつ効果的に行っていくことが、当然、求められております。

今後、ますます高齢化が進む中、行政のみでの安否確認活動には限界がございますので、それぞれの地域で民生委員、ケアマネージャー、高年クラブの皆さん等によるネットワークを密にして高齢者一人一人が安心して暮らしていけるように見守り訪問活動等による安否確認を地域でも取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上、このご質問に対するご質問の答弁とさせていただきます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、それでは、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） では、再質問をさせていただきます。

今、全体を聞いて、答弁を聞いておまして一番思ったことは、やはり見解の相違というか、総合的に見るのか。それとも、やっぱり困っている、例えば、奥のほう言うたら失礼な言い方かもしれませんが、目の届きにくいところですね、そういったところを見ている、そういった意味では、見解の相違が、私は、町との、町長との中であると、一番感じました。

で、その中でですね、使用料の引き上げ、これは、引き上げたところを、困っているところを示したら対処するということだったので、それ以上は、聞きません。

で、次に2番目の、ひまわりサービスの、この結局、合併した当時は、そのまま南光の部分は、ひまわりサービスで運行をしておりましたが、あと、なかったところになると、隔日運行でも、やっぱりよかったなという声は、あると思います。もちろん、それは、あると思うんですが、やはりサービスというのは、例えば、合併したということは、やはりサービスのあるほうに近づける。低下するんじゃないかって、それを、ますます向上させるという意味でも、例えば、隔日運行じゃなくて、毎日運行にさせていただくと、全体が喜ばれるということだと思っております。

それで、このもう一つ思いますのは、そのさよさよサービスも、結局は、社協のほうに移譲されてしまいました。そういった意味では、ちょっと責任が、その分減っているの、町としての責任を、どう問うのか。車とか、そういうことは、保険とかはするとは言われましたが、本当に、そういった意味では、サービス低下じゃないのかという問いに対して、もう一度、お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 合併時点でのね、協議の中で、それぞれ旧町それぞれが、いろいろ

と努力をしてきましたけれども、その中で、新町として、どうやっていくのかというのは、これは新町の考え方、問題として決めてきたことです。

で、確かに、南光地域においては、先ほどお話しのように、毎週の、こういうサービスがされておりましてけれども、旧、あとの3町、広い町域の新しい町としてはですね、これは、新しいサービスとしてですね、取り入れて喜んでいただいているところです。

だから、そのためにね、なくなった部分に対して、どう、また、それを対処していくか。そのことは、タクシーの助成制度、また、特に、南光地域の場合には、非常に細長い、谷が非常に深い地域でありますので、コミバスも運行すると。そういうね、サービスも行っているということ。この点はね、やっぱりきちっと正確に、見ていただきたいと思っております。

それから、この運行をですね、社会福祉協議会に、これを委託したと、移譲したということ、どこがサービスの低下につながっておりますか。全くサービスの低下には関係、つながっておるところはないと思っております。それは、社会福祉協議会として、やはり、その事業として、同じものをですね、事業でやっていただいておりますし、なおかつ、社会福祉協議会のほうとしては、その運転手の方、社会福祉協議会の事業にもですね、いろいろと逆に協力をいただいて、もっと、社会福祉協議会の全体の、そのサービスの向上にも、これが役立っているわけです。そういう点もですね、しっかりと見ていただきたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） まあ、見解の違いだということを申し上げます。

それと、あと職員もですし、それから、出張所なんかですね、結局、出張所とか、それから各支所ですね、そういったところでは、やっぱり町民が行かれても、なかなか対応するのが、今までのように本庁でするようなサービスが、全て受けられないというようなことで、やはりそれも、サービスの低下だと、私は、思いますが、考え方によれば、やっぱり、町としては、そのように、何もサービスの低下になってないということでは、時間のこともありますので、次に行きますが。

特定健診の、この会場をなぜ減らすのかということで、先ほど、答弁はありましたけれども、まず、健診も、24年度、25年度、同数。ほぼ同数と言われたんですが、お尋ねしたいんですが、結局、今、南光地区、上月地区、三日月地区、佐用地区と別れて案内をされていると思うんですけども、これを見ますと、結局、さっき言われましたように、会場が減らされております。

例えば、南光地域で言うと、中安小学校の体育館。そして、上月は、全て上月保健福祉センターですが、1日減らされております。そして、三日月も、同じ三日月文化センター、場所は変わっておりませんが、1回減っています。そして、佐用地区で言いますと、石井の体育館が減っているわけなんですけども、それぞれの、そしたら、ほぼ同数と言われたんですが、この地域ごとに、24年度、25年度の受診者数を教えていただけますか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長「担当課長、分かりますか」と呼ぶ〕

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） それでは、具体的に、地域ごとの数字を報告させていただきます。
佐用地域でございますが、平成 24 年度が 413 名、今年が 434 名で、21 人の増でございます。

それから、上月地域におきましては、平成 24 年度が 273 名、今年が 234 名で、39 の減でございます。

それから、南光地域におきましては、平成 24 年度が 160 名、25 年度が 159 名の 1 名の減でございます。

それから、三日月地域におきましては、平成 24 年度が 187 名、25 年度が 202 名、15 名の増でございます。

全体としまして、平成 24 年度が 1,033 人、平成 25 年度が 1,029 名。4 名の減という形で、ほぼ同数という形で見ております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 全体的に見ると、ほぼ同数。でもマイナスですね。

で、ずっと、その特定健診は、増やさなくてはいけないと。受診率を高めようと言っている時に、やっぱり、もっと本当だったら増えなくてはいけないわけですが、全体で減っているということは、やはり場所とか、それから回数ですね、それを減らされたのが、一つは原因にあると思うんですが。

それと、いつでも行ける。それから、時間を設定して予約できるということですが、24 年度の案内は、やはりね、だいたい対象地区を、例えば、三河のふれあいセンターだったら、三河地区とか、中安は中安地区、南光だったら徳久地区、そして、南光文化センターが、最後に全体というふうに、それぞれの地区でね、書かれています。

それと、地区割りをしていますが、都合のつかない場合は、どの会場でもできますと。それこそ、丁寧にしているんですが、今回は、それがいいんですね。どこでも受けれますとは書いてありますが、やはり、今までやっていることが、場所も、さっき言いましたように、受けるところが変わってくると、行きにくい、行きづらいという人も出てくると思うんですけど、そのへんは、どのように、これの結果を見てね、ほぼ同数というんじゃないかって、受診率を上げるという意味では、これ、あまり上がってないんですけども、上がっていないというより、結局、マイナスなんですけど、そのへんは、反省点というか、どのように考えられますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 町としましては、全体的な受診率向上という形で思っております。

今回、見直しという形で、町長の提案説明の中にも、それぞれ例えば、中安地域であれば、もう従来から二桁の受診者しかいないと。去年で言いますと、去年の中安小学校の特

定健診の受診者、全体は、51人受診していただいております。ただ、国保の特定健診の対象者は50人しかおりません。それでまあ、23年度についても二桁の人数。限られた、例えば、そういう姫路の医師会のレントゲン車についても、限られた車両の中でやり繰りをしていただいておりますので、当然、同じような隣接に会場を設けておりますので、そういったところと合体をして、経費の節減という形で、向こうのほうからも要請があったという形がありますので、今回、昨年度と若干、各地域ごとに、各地域ごと1日ずつ受診日数は減少したというのは、主に、そういった車両日数の、車両の体系と言いますか、そういう人員のやり繰りだとか、そういうところにも、そういう健診機関からの要請と申しますか、そこらも、ある程度、見ないといけないという形で、今回、こういう見直しをかけたということになっております。

それが、受診率の低下を招くかどうか、今後、また、追加の日程も入れておりますので、もう1日分含めた形、それと、医療機関の分も、まだ、日数的にはありますので、そこら近所も含めた、住民の方々の対応をお願いしたいということで、思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） やはり、いつも言いますが、やはり健診は、病気の予防にもなりますし、それから、早期発見にもなります。早期治療にかかって、国保の会計にも、本当に関係してくると思いますので、そういった意味では、これからは受診率上げるためにも、総合的に見る見方も、ちょっと私は、そうなるかと、本当に、これで見ても分かりますように、石井なんかの人がなくなったら、奥海の人なんか、ますます一番近くでも利神小学校まで行かなくては行けないというような、本当に、やっぱりやめとこかというようになるんじゃないかと思うので、命を守る。やっぱり大切な命、そして、高齢化になっても安心して住めるという佐用町にするためにも、やはり、ちょっと考えていただくことが必要かなと思います。

そして、ぜひ、次は、次の問いに入りますが、独居老人の方ですが、昨日も、独居老人のことを出ておりましたが、だいたい町の考えとしては、昨日の答弁だと思うんですけども、郵便局が、その資料入れてますけど、試験的に、今、やっているだけで、兵庫県は、どっこもやっているところがないらしいんですが、こういったことも含め、郵便局がやるんだったら、やっぱり行政として、町としても、もっともっと細かい点を高齢者の支援としてね、安否確認とか、この郵便局の場合は、買い物の代行もやってくれるということなんですけど、ぜひ、このへん、高齢者支援という意味で考えていただきたいと思うんですが、そのへんについて、私に対しての答弁、この質問に対しての答弁として、お願いします。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） 高齢の方の、そういう生活の中で、一人で、本当によく頑張って生活されているなという、地域においてもですね、そういう方が、非常に増えてきている中で、高年クラブ等なんかにおいても、お互いにね、こういう自分たちが、やっぱり皆で見

守りながら、一緒に助け合いながらしていこうという、こういう動きを中でもしていただいている。これは、やはり自分のこととして、皆、心配をされていることだと思います。

その中で、行政として、どう対処していけるか。それは、行政というのは、町の役場職員が直接というだけではなくてですね、やはり、地域の集落自治、そういうものも一つの、その地域の課題として、これはやはり、当然、考えていただいているわけでありませう。

特に、今最近の中では、災害時でのですね、要援護者ということですね、中心に、地域の皆さん方が自分のこととして、こういう時には援護してください。支援してくださいという、そういう申し出をいただくという、そういう中で、そういう要援護者の方の確認というものを、日頃からしていく。こういう中で、これは、災害の時だけではなくてですね、日常的に、それは、私は必要なことではないかなと思っております。

で、そういう中で、町としても、介護の必要な方については、今、訪問介護を行っておりますし、また、保健師が訪問しているという、相談を受けるということも行っておりますしね、これは、特に、地域には、民生委員の方が、定期的に訪問をしていただいで、そういう確認もしていただいている。

また、設備的にはね、ああした緊急通報システムというようなものも、高齢者の方に持たせていただいでですね、緊急通報、何か、自分の異常があった時にですね、通報ができるような、そういうことも町としては行っているわけです。そこに、まだ、こう郵便局のようなですね、民間の組織も、こういう時代の中でね、業務の中でできることを、社会貢献としてやっしていこうという取り組み、これは、これで、本当にありがたいことだと思っております。

そういうことを、社会全体で、当然、いろいろとできることをやっているわけでありませう。当然、一番は、ご家族の方がですね、自分の親だったり、兄弟だったり、お互いに、これは、家族としての連絡を取り合って、安否確認も、当然、されていると思ひます。

ですから、ご家族の方が、もし、遠くにおられて、あれば、当然それは、もし、異常があった時には、すぐに役場に通報していただいたり、また、その地域の関係、そういう見守っていただいている方に、連絡を取っていただくという、こういうことを日頃から準備していただいでおると思ひます。

そういう中で、かなりね、地域挙げて、こういう、この課題については、今、それぞれが、取り組まれているというふうに思ひしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） ぜひ、これから、ますます高齢化社会になると思ひますので、よろしくお願ひします。

次に、2点目の質問に入ります。

先日も、学校統合のことに、適正化の問題については、報告ありましたが、この一般質問の通告までのことなので、その時点での文書になりますが、2点目の質問です。

7月の全議員協議会で江川小学校と佐用小、そして、中安小と徳久小が26年4月に決まったという報告がありました。ところが、統合が決まったらしいが知らない間に決まていくんかという声や、子供と同居の家族からは、今頃、学校のことを話さなくなったのでどこまで進んでいるのかわからない。また、学校の跡地のことなども一緒に決めなあかんだろうと、そういった、わからないとか、知らないという声を、よく聞きます。保護者からは、町は決まっているからといって、我々の意見を聞いてくれない。そういった不満

の声もあります。

報告では、協議会で決まったと言われますが、町教委・協議会の、先ほども言いましたように見解の多くの、その住民との意識のずれがあるがあるように思いますが、そのずれを、どう考えるのか。将来の佐用町を考えた時に、本当に今の進め方でよいのか見解をお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） おはようございます。それでは、私のほうから答弁させていただきます。

学校統合問題、今の進め方でよいのかと、ご質問にお答えします。

以前から申し上げておりますとおり、学校規模適正化の推進は、各小学校区ごとに各種団体の代表者等で構成された懇談会又は委員会を設置していただき、基本的な課題等を一つ一つ検討・協議いただき、町の考える方向で概ね理解が得られた上で、懇談会として、町の提案する統合の年月でよいかどうか、その年月を決定いただくこととしております。

それぞれの校区におきましては、平成 23 年 12 月に懇談会等を設置していただき、1 年余りをかけて熱心に討議・協議いただきました。佐用小、江川小学校、並びに、中安小学校、徳久小校区の懇談会におきまして、平成 26 年 4 月の統合を目指すと、決定いただいたところでございます。

その間、自治会では、集落独自で懇談会や意見交換会を開催されている校区もあり、また、PTA や保育園の保護者等におかれましても、学校統合に係る基本的課題等に関するアンケート調査や意見交換会を開催されるなど丁寧に進められ、本年の 7 月号、町広報でもお知らせいたしましたように、平成 24 年佐用町教育委員会規則第 7 号の佐用町立学校区規模適正化協議会規則に基づく協議会を設置し、具体的事項について、その協議会で随時方針協議・決定をいただいているところでございます。

このように、それぞれの校区ごとに様々な方法で協議・検討が行われておりますが、協議会での協議事項の内容等を、町のホームページでもご紹介しております。今後におきましても、ホームページや町広報等でお知らせしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） では、お尋ねします。

先日、校名のことで、進め方、おかしいんじゃないかいうことを聞いたので、それは、それも言いたいんですけども、ちょっと時間の都合上、時間が余れば、聞きたいと思いますが、まず、一つ、聞きたいのは、昨日、一昨日でしたか報告で、利神小学校のこと言われまして、30 年から懇談会ということを言われたと思うんですけども、これは、変更し

たわけで、最初の町の計画とは変更されたと思うんですけど、その変更させたんは、一番大きい、大元は、何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育課長ですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 昨日も、前回申し上げたとおりですね、利神小学校区につきましては、三つの地域が重なっているわけですが、あの中で、今の委員会ですね、その委員会のメンバー、当然、自治会長さんもおられます。それで、各集落ですね、その委員会の中での議論、それからまた、それぞれの集落へ持ち帰っての議論の中で、やはり、現段階で、町が示す平成 27 年に懇談会に切りかえましょうということを提案しているわけですが、その段階ではですね、今、児童数の推移を見ていくと、約 90 人前後推移している状況、ちょっと当面続くんですね。こういう状況の中で、複式学級も発生する見込みも、当面の間はないということの段階で、まだ、建物も、ちょっと新しいというような、いろんなことを協議された中で、やはりこれを決めていくのは、もう少し先に、例えば、今、言われた 30 年の段階で、もう 1 回、そういう児童数の推移とかね、そういうものを考慮しながら、再度協議していきたいということで、今の段階で、町が示す、27 年は遅らせたいということになったわけです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 今、その理由言われたんですけども、でも、適正化の、最初もらった計画表ですね、あれ見ますと、最初から利神は、それほど人数がね、減るのは減ってまますけど、複式というのはなかったと思うんですけど、じゃあ、なぜ、最初に言われた適正化の、その一番の基ですね。それを複式学級の解消ということ、いい悪いは別としてね、言われたんですけど、じゃあ、初めから分かっているのに、なぜ、このように、今になって、その、いろんな委員会とか集落でのということと言われたんですけども、それだったら、もっと早い段階で、そういう話が教育委員会として、出すべきじゃないですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） この適正化計画は、佐用町の全体のことを、まず、視野に入れて考えていくと。

当初、計画を出した時にもお話ししましたように、各地域に小学校は 1 校を考えると。そういう中でですね、佐用の現状、教育の環境の現状を、住民皆さんに一度にお話しを、また、考えをしていただきたい。その中で、校区、地域ごとの課題とか、将来的なこととか、いろんなことがございます。そういうもろもろのことを考えながら、方向性として、今回、利神小学校校区の方々は、そのようにお考えいただいたということでございます。

だから、将来しないとか、そういうものではありません。これからも佐用地域は、一つの学校として、今後も考えていくと、こういうご意見をいただいております。以上でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 住民、一度に考えてもらいたいということで、最初は、3校、佐用地域で言いますとですが、例に挙げますと、そう言われたんですけども、それだったら、なぜ、同じように、もう少し、その協議会に入るまでですね、そこまで、同じ段階で、各校同じように進められなかったのか。でないと、対等合併と言いながら、今も、いろんな、そういった意味で、苦情というか、いろんな意見を聞くんですけども、なぜ、対等と言いながら、同じように進めないで、それも、まず、対等じゃないと。江川と佐用と、一応、最初に統合というようになってますけども、そしたら、利神も一緒にしないと、例えば、今、言われている、その保護者の方などは、今まで、交流は、利神と江川で、子供も、顔もよく、名前も知っているということで、交流をやっていたのに、佐用だったら、ほとんど知らないということで、なぜ、そういうやり方をされるのか。一度に考えてもらいたいというのであれば、利神と江川ということも、最初に挙がらなかったのか。それが、すごい保護者の中では、最初にも、多分、懇談会の中とか、委員会の中で出たと思うんですけども、そのへんは、どうなんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） まず、町の計画の中で、なぜ新校設置方式を取っている割には、3校同時でいかなかったのかということだろうと思うんです。

で、話の中には、当然、江川の懇談会等でもありました。以前からの交流は、当然ね、利神小学校のほうが多かったということもあって、統合すればね、児童数も、その時点では、100人を超すような児童数になるということで、そういう選択肢もないのかということも、当然、議論になりましたけれども、町が考えるのは、一番は、複式学級が現在発生しているところということになってくると、全体の地域で見ると、当時、21年の計画の段階では、江川と幕山ね、中安小ということで、それが、旧町単位に、バラバラに発生していたわけです。それを、できるだけ、子供たちは、1年、1年卒業していきます。できるだけ早く、教育環境を改善するために、やむを得ずね、本当は、地域ごとに、言われているように、それが、一番できれば、一番よかったと思うんですけども、年々、子供たちが、卒業する中で、より早い改善をしていくということで、年度年度おってですね、段階的な統合という計画はさせていただきました。

それは、江川小学校が、既に、二クラスぐらいな複式が発生していた。それをより早く手立てするために、利神は、その時、今でもごさいませんが、複式学級までとはいっていません。でも、江川地域の子供たちにとっては、それを待っているというわけにはいかないと思うんです。

だから、そういう形で、各校区ごとに、段階的な統合を進めていったわけですけども、利神についてはですね、なぜ、ずれたかというのは、大きな理由は、現に複式が発生して

いるところと、そうじゃないところとの差があったということと、利神小学校につきましても、80 数名という児童数が出ていますけれども、これも多分、永遠というか、長く将来、そういう形ではいかないと思うんですけども、その町が計画している全校区の統合を設定した中で、一番、まず、その段階では小さな学校になってしまう。その段階で、当初の計画では、平成 27 年に懇談会に切りかえる段階で、町も当然、もう 1 回、児童数の推移を見ます。その段階ではね、もう少し先に、そういう状況があらわになるということがおきましたので、その段階で、改めて、懇談会を設置してということを考えています。

ただ、同時に、この話も、全校区、三日月も入れてです。全校区、同じ形で、町は進めてきたつもりです。

だから、もう少し先の計画だから、後で説明するということじゃなくてね、同時に、全校区同時に同じスピードで、懇談会と委員会との差はありましたけども、説明はしてきたと思うんですけども、その時点で、将来のことですけども、同じように考えてくださいよという意味で、同時に説明したわけです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） で、同時に、町としては、そのように、教育委員会としてはね、同時という考えでおられるんですけども、それと、今、江川の場合は、協議会になっておりますが、その進め方という意味でいいますとですね、その委員に選ばれている方ね、例えば、去年まで P T A 会長をされていた方が、今年はやめて、次の方に、この 4 月で変わっておるわけですけど、その人が、P T A という名前、役職ということもあって、その初めての方が、次の協議会に入ると。そのへん、説明、保護者会で話をされていると言えば、それまでなんですけど、やはり懇談会の中に入っていないと、今度は、急に協議会に入るということは、やはりちょっと、その人にとっても言われたら、そうかなと思わざるを得ないような、反対に言いますと、押し付けて、もう、こんなもんですというて決めてしまって、その人を説得するような形になると思えるんですけど、そのへんは、そう思われませんか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） これは、前にも説明したと思うんですけども、当然、役職の方が交代される時は、どうしても年度をまたぐとね、そういう状況になって、引き継ぎの話があるんですけども、特に、協議会につきましても、できるだけ、新校設置方式といった関係で、佐用、江川、利神ね、行く時に、当然、児童数も世帯数も違います。

でも、その対等いうんか、その新校設置方式ができた限り、人数もそろえて、設定は各校区 10 名ずつね、若干、現状は、利神小学校の場合がありますので、ちょっと増えてますけども、同じ、江川も 10 人、佐用も 10 人、できるだけ意見の統一を図る。均衡を保つということで、メンバーをそろえる中で、こちらからね、今、懇談会では、一つの代表として、P T A の役員さんとか、そういう案を出しましたけども、懇談会の委員さんから、協議会の委員さんに提案しているところは、こちらから、P T A の会長さん、続いてやっってくださいとか、そういうことは言ってません。地域の中で、10 人の協議会のメンバーを

選んでいただく。総代会、自治会、それからPTAのね、そういうところから、地域の方が、地域の懇談会の中で、10名の委員を選ばれたわけです。

だから、今、言われているように、懇談会の委員と変わられているかもしれませんが、それは、地域の方も了解して変わられると思います。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） まだまだ、江川の場合は、統合するという廃校の、今度、記念の、それは、教育委員会が主催じゃありませんけども、されるということで、ほとんどの、ほとんどというか、その見て、運動会に来てくださいというの見てね、廃校とかいうのを見て、もちろん、この間言いました、校名もそうですけど、もう、しょうがないのかなという、そういう答えを出す人が多いんですけど、全部聞いたわけじゃないんですよ。今まで興味を持っていた人が、ちょっと、そういうことを、私に言われたんですが、やっぱり、今までも言いましたように、結局、地域のことと一緒にやってやってませんね。

例えば、跡地の問題とか、いろんなことがあると思うんですけども、それは、後でということ、協議会になったら、それをするという、項目の中に入っているらしいんですけども、やっぱり、そういったことを見ますとね、やっぱり地域にある学校として、私、よその学校分かりませんが、どこもそうだと思うんですが、やはり、地域の人に、子供たちは育てられて、やっぱり学校があるから、地域も生き生きしてくると思うんですね。

で、学校がなくなるということは、子供はいますけど、全体に人口も減りますけど、ますます過疎化が心配にもなってきます。

それと、この進め方でいうと、しょうがないという、そこまでね、私から見ると、追い込んだという、納得しているとは、皆が納得しているとは思えないんですが、地域で、今、言いましたように説明会もありませんし、やっぱり、もっともっと考えて欲しいと思うんですが。

もちろん、教育とか環境、教育環境なんかで言いますと、子供中心に考えるのが一番なんですけど、それと同時に並行して、やっぱり地域もしていただかないと、後々、いつも言いますが、やっぱり禍根が残る。今でも家の中でも、そういった具合に、今まで、いろんな話をしていたのに、黙っていくとかね、聞いても言ってくれないと。もう、早、そういう事態が生まれているんですけどね、そのへんについては、どのように思われてますか。

[教育課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 地域の活性化の話はですね、当然、当初から、この懇談会に入る段階からね、あったわけです。

ところが、その地域の活性化の協議と、教育環境を整えるという協議を一緒にするとね、結論出ないんで、それは、今言われたように、ある程度の方向が出てからということで、現在、今、企画が担当してくれてますけどね、地域の活性化につきましては、企画を中心に、役場の中でも支援体制もできています。

だから、これは校区ごとの温度差いうんか、スピードは違いますけどね、幕山地域は、既にもう協議に入られていますし、江川地域も、当然、地域としての、地域づくり協議会、そこを中心にして、その協議体制は、これから進められていくと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） これからと言われたんですけれども、それじゃあ、教育委員会の場合は、子供たちによりよい教育環境ということで、いろんな後のことを、次々ね、説明されます。

しかし、その跡地の問題で、これからと言われるんですけど、やっぱり住民への、その説明ということでですね、私は、先日、江川地域の行政懇談会に行かせてもらったんですけど、その時に協議会の役員をしている中から、その江川の校舎、それから運動場、それにプール、そういった跡地のことについて、どう思っているんやということに、質問に対して、町長は、あまりはっきりした、目的は言われなかったと思うんです。

例えば、例えばですね、何に使うというのは、まず、まず言われなかった。ちょっと、チラッと言われたのが、キノコの栽培、それを言われました。

で、それから、福祉施設にしてくれと言うと、福祉施設にすると、今年も、また、上月のほうでできるけど、介護施設が、そういった施設ができると、町のお金を、たくさん出さなアカんと。

それから、誰かが、一カ所に、老人ばかりになるので、一カ所に集めてくれという、そういった意見に対しては、人口には、バランスというものがあるんだというようなことを言われて、跡地のことに対してね、全然、ほとんど、町長として、町として、考えられていないのかと思うと、本当にこれは、住民の合意が取れているのか、そのへん、思うんですけど、跡地利用のことも、ある程度は、考えておられるのかと、私も思っていたんですけど、考えずに、住民に、地域の人に任せるようなことでは、私は、納得がいかないんですけど、そのへんは、どう思われますか。町長にお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それこそ、見解の相違ですね。

私が、こういうふうにしましょうとか、私が決めるということは、それだったら、勝手に決めたということになるわけですね、当然、今は、決まっていない。私が、こうします。ああしますということは、そのね、具体的に言うことのほうが、これは地域の皆さんにとってもですね、これ、何で、町がそういうふうにするんだという話しになるでしょう。

ですから、皆さんも同じ思いですよ。みんな、やっぱり、そのことについても、特に、江川も、以前から、そういう江川地域の、いろいろと協議をして考えていただいて、学校の統合についても、たくさんの方が、やはり選択として、これはやむを得ないと。そして、学校がなくなった後は、やっぱり地域としても、やっぱりもっと、それのかわりのことを、何か、皆で頑張ろうという、そういう今までの長い地域づくり協議会、また、今までの江川地域としての、いろいろな活動の中でね、そういう気運というのは、しっかりと持っていておられます。

その中で、これから、何がいいのか。どうして、あの地域のために、あの学校施設を、今後、活用していったらいいのか。これを一緒に考えるというのは、当然のことですし、

それを、私が、あの時にですね、こうします。ああしますという、当然、ある程度のことは、私なりに、こういうことはありますよと、でも、これは、今からという話しだったでしょう。それは、農業に使うということも、一つの方法でしょうし、福祉施設や、地域のコミュニティ施設として使うこともあるでしょうと。

でも、それは、地域の皆さんも一緒に考えていただいて、あと使うのは、皆さんが、使っていただくのは、地域の人が、やっぱりこれからも、地域の施設として、また、土地として、これから使っていただくわけですから、一緒に考えていただきたいということを申し上げたところです。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） まあ、見解の相違と言われれば、町長は、そういうふうに思われているんかもしれませんが、やっぱり、一緒、進めて、子供の教育環境をよりよくするためにということを考えておられるのであれば、地域での教育も大変大切なものでありますし、その時に、それは、町だけじゃなくって、教育委員会にも言いたいんですけども、やっぱり同時に進めるというのがね、私は、ベターだと思うんですが、そのへんまた、あまり慌てずに、本当の住民の合意、全てじゃなくって、ほとんどの方が、もう本当に、子供のためにも、地域のためにもよかったなというような進め方を、まず、してほしいと。今の進め方では、問題があるということを指摘して、最後の問題、質問をさせていただきますが。

最後はね、

議長（西岡 正君） あと4分しかありません。

8番（笹田鈴香君） 時間があまりありませんが、定住促進と空き家対策は早急な検討事項ではないかということでお伺いしますが、空き家の増加、高齢者のみの家などが、ますます目立っています。今までにも取り上げてきましたが、町としてどのような対策がなされたのか、今後、どのように対策を考えているのかお尋ねします。

昨年の3月議会の一般質問で相生市や神石高原町の例を挙げて、定住促進の取り組みを強化せよということで取り上げましたが、その後の取り組みについて、まず、お尋ねしますが。

一つ目に、相生市の、これも前にも聞いておりますけども、もう一度お尋ねします。相生市の若者定住促進奨励金交付事業、転入者住宅取得奨励金交付事業、新婚世帯家賃補助金交付事業、こういったもの、ほかにも、まだ、ありますが、そういったものを検討してほしいということと。

それから、空き家対策は引き続き調査をされたかどうか。

また、江川に、今、例えば、例で言いますと、仁方にね、町有地があり、そこが、最初、平成12、13年の頃の会計には、江川団地としても載っていたように、近くまで水道管や下水管も引いてありますが、それらを上手に有効して、地元の人が、今は、草刈りをしたりして、町有地やのに、何でせんならんのかという人もあるんですが、ぜひ、してほしいという、検討してほしいということ。

で、昨日の新聞に、ちょっと載ってましたので、先に言いますが、その相生ですね、相生は、7月に3人、人口が、この新聞によりますとね増えています。それに比べ、佐用

町は、マイナス 34 人です。近くで、やっぱりこれらの、そういった事業、それから給食費の無料とか、そういったことが、やっぱり影響しているんじゃないかと思うんですが、そのへんをお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。1 分数十秒しかありませんので、申し訳ないですが、時間があれば、お願いしたいんです。決まりですので、お願いします。答弁願います。

いつも、時間の配分は、お願いしているんですけども、はい、申し訳ないです。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 時間がありませんので、中途半端なところで終わってしまうようになるんですけども、これは、私の責任ではございませんので。

定住促進について、まず、空き家対策のことも含めてですね、検討すべきではないかということでもあります。

まず、相生市での交付事業についてでありますけれども、定住促進につきましては、住宅対策をはじめ、子育て支援センターの整備や、子供たちの子育て、保育環境の整備、この延長保育や学童保育、また、医療費等の軽減措置など生活全体に対する基本的な公助と、環境の向上対策、また、やはり定住していただくということは、まず、そこに家も建てていただかなきゃいけないということで、安くて魅力のある宅地の供給。これは、町と、また、民間も含めてですね、地道に今後取り組んでいくことが肝要であるというふうに考えております。

一例といたしましては、公営住宅法等によらずにですね、佐用町に定住することを希望される方に、今、ご利用いただく住宅として、定住促進住宅がございます。全居室は 60 室で、このうち定住目的の定期使用許可を受けての入居が 27 世帯でございまして、全体の 45 パーセントになっております。

また、この定住促進住宅には、公営住宅法等では入居できない、そういう若年層の単身世帯をもですね受け入れております。そういう方が 7 世帯受け入れて、12 パーセントになります。

これらの単身世帯の受け入れにつきましては、議員のご指摘のような、相生市にもない佐用町の独自の受け入れ態勢とっているところでございます。

議長（西岡 正君） はい、すいません。もう 1 分ほど、回りましたので、申し訳ないんですけど、切っていただきます。

町長（庵途典章君） はい、これで、終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 今後ですね、きっちりと答弁いただきたいんだったら、時間の配分をよろしく願いいたします。

以上で、笹田鈴香君の質問を終わりました。

続いて、17 番、平岡きぬゑ君の発言を許可いたします。

〔17 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

17 番（平岡きぬゑ君） 17 番議席、日本共産党の平岡です。

私は、3項目について質問を行います。

1項目目は、学校統廃合問題は町の将来を決める重要課題である。そして、2項目目に小規模多機能型居宅介護事業所の運営支援について。3項目目は、学校給食費の無料化についての質問をさせていただきます。

ここからは、まず1項目目、学校統廃合問題は、町の将来を決める重要課題として、学校統廃合問題、住民自治活動やまちづくりにかかわる大問題で、住民の声が十分生かされる住民合意が基本だと思います。

そこで、町長、教育長の見解をお伺いします。

①、三河小学校・三河保育園規模適正化委員会が三河校区住民に保育園・小学校統廃合に関するアンケートを7月に実施しております。そして結果は、反対が6割以上となりましたと、8月にその報告があったところです。校区住民の意向は、今後、どのように生かされるのかを、まず、お伺いいたします。

②つ目に、組合立三土中学校閉校問題についてです。7月24日三河校区住民への2回目の説明会では、校区への説明が悪かった。今後、両教育委員会や自治会と相談していくとのまとめでありましたが、その後の対応はどうでしょうか。

③つ目に、仮に三土中学校が閉校した場合、地元の中学校存続を求める校区の要望について、町は、町教委は、どのように答えるのか、お答えをお願いします。

④つ目に、学校・保育園の統廃合は、佐用町の将来をどうするのかという重要な課題です。責任者の姿勢は極めて大きいと思います。改めて町民の声に対して、どう答えるのか、その見解をお伺いします。

町民の声の代表として、1、子どもの教育環境の整備。2、統廃合される地域がさびれる不安。3、地域活性化の提案を反映できる場の確保。4、統廃合で残された施設管理はどうなるのか。以上が、その代表的な町民の声です。ご回答、よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、教育長。教育長からお願いします。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） それでは、学校統廃合問題は、町の将来を決める重要課題についての平岡議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、以前からご説明申し上げている点につきまして整理した上でお答えさせていただきます。

一つは、教育上の観点と地域の活性化の観点についてでございます。教育上の観点とは、園児・児童・生徒数の極端な減少状況の中で、将来の佐用町を担う子どもたちにとって、より良い教育環境とは何かという視点に立ち、よりよい保育・教育を実現するという観点でございます。

一方、地域活性化の観点とは、過疎化などの様々な課題解決への一つのアプローチとして、佐用町が目指す住民・企業・行政など、みんなで支えあい助け合うまちづくり・協働のまちづくりという観点でございます。

この二つの観点から各課題を捉える時、それぞれの課題が絡み合って複雑化しないよう、それぞれの課題に対して解決すべき事項を明確にした上で、それらにしっかりと焦点を当て、課題解決に向け各部署が一体となって、関係施策を一つ一つ丁寧に、また、かつ着実に進めていくことが必要であると考えております。

もう一つの、三河小学・保育園校規模適正化の推進と組合立の三土中学校の閉校協議につきましては、いずれも教育上の観点から、それぞれの課題解決に向け、関係部署・関係市

町が連携し、懸命に、今、取り組んでいるところでございますが、学校・保育園の規模適正化は、より良い保育・教育の実現を目指し、懇談会での合意形成や協議会での具体的方針協議・決定という方法で、地域に一つの新しい小学校を設置するという計画をもって皆さんと検討・協議をするとし、懇談会として、各課題の解決には、どのような方法があるのか、その方向を出していただいているところでございます。

一方、組合立の三土中学校の閉校協議は、集団教育という学校教育の趣旨を踏まえ、部活動の維持・活性化、充実した学校諸行事の実施が、生徒数の減少により、非常に困難となっており、中学校としての存続が難しいという組合教育委員会等の判断であることから、その理解を求めるための説明であり、組合教育委員会や両市町教育委員会が、閉校に伴う生徒への負担軽減策をどのようにするか、その対応を協議し、迅速かつ適切に実施していくことが大切であると考えているところでございます。

このように各課題の本質を的確に捉え、その課題解決に向けて、住民と行政が協働で進めていることを、整理し申し上げた上で、お答えをさせていただきます。

まず、①点目の三河小学校・保育園の規模適正化委員会が実施された校区住民へのアンケート結果をどう生かすのかとの趣旨のご質問でございますが、この委員会におきましては、13回の委員会を重ねてまいりましたが、教育上の観点から、統廃合の必要性や基本的課題等を検討・協議していただけないまま、統合の是非のアンケートを実施されました。その結果、回収率が90パーセントで、小学校については賛成が38.2パーセント、反対が61.8パーセント。保育園は賛成が35.3パーセント、反対が64.7パーセントであると委員会の会長から報告を受けております。

また、会長から、4割近くある賛成の方から、いろいろな情報が知りたいという報告があったことや、アンケート調査の内容によれば、反対が過半数を超えた場合は、三河小学校が当面このまま存続することになる。今後、さらなる児童数の減少など情勢の変化も十分予想されますので、3年から5年後を目途に、再度、住民の皆さんにアンケート調査を実施するなどし、意向把握に努め、その時点で統廃合に賛成が多い場合には、統合に向けた協議を進めることとしますとされていますので、教育委員会事務局としましては、他校区・他地域の適正化の状況や、三河小学校の児童数や複式学級設置の予測などを、適宜、三河地区の皆さんへお伝えし、今後とも教育上の観点からご議論いただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、②点目の組合立三土中学校の閉校協議について、この7月24日の平成27年3月閉校の説明会後の対応はどうするのかとの趣旨のご質問でございますが、両市町の教育委員会において協議・調整しつつ、三土中学校の閉校に向け、通学対策、部活動交流、授業交流など、生徒がスムーズにそれぞれの学校へ合流できるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、その対応の状況などを、自治会や保護者に説明・報告してご理解を得てまいりたいと考えております。

次に、③点目の組合立三土中学校の閉校後、町立中学校としての存続についての趣旨のご質問でございますが、冒頭に申し上げましたように、集団教育という学校教育の趣旨を踏まえ、部活動の維持・活性化、充実した学校諸行事の実施、さらには授業の充実等々、生徒数の減少により困難となっている中学校より、さらに小さな中学校を新たに設置することは考えておりませんので、ご理解賜りたいと思います。

次に④点目の学校・保育園の統廃合は、町の重要課題である。責任者の姿勢は大きいとの趣旨の質問でございますが、以前から申し上げておりますように、児童生徒数が著しく減少していく中、よりよい保育・教育環境の実現は、特に、本町の将来を担う子どもたちにとって、あらためて申すまでもなく、佐用町として重要な課題であると認識しておりま

す。この重要課題を解決するため、教育委員会においては、教育基本法の第 17 条の規定の趣旨を踏まえ、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく付属機関として、公募の委員を含む佐用町教育振興基本計画策定委員会を設置し、社会の変化に対応する学校・保育園をつくるを含む、五つの重点目標を掲げる佐用町の教育振興のための基本計画を策定しました。ご承知のように、その基本計画に基づき策定したものが、佐用町学校・保育園の規模適正化推進計画でございます。この推進計画内容と住民の皆さんから出された基本的課題を、幅広く住民の皆さんに議論をいただく場が、懇談会・委員会、そして協議会であります。

こうした経過を踏まえて、各委員の皆さんが 1 年余りをかけ、大変熱心にご議論いただき、懇談会として積み上げられてきた結果、統合の方向性や統合の目標年度を決定いただいたところであります。

さらには、教育委員会規則として設置した佐用町立学校区規模適正化協議会におきましても、住民の皆さんや教職員が懇談会で決定された各課題の方向性を踏まえて、その具体について、熱心に協議いただいているところでございます。

まさに、住民と行政の協働のまちづくりを実践していただいていると感謝を申し上げるところでございます。

こうした佐用町の教育振興施策の実施経過並びに協働のまちづくりに対するご理解をお願いし、この場での答弁とさせていただきます。

どうか、よろしくお願い申し上げます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 1 項目目の町長の答弁はありませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 教育長のほうからもですね、同じ行政の責任者として、答弁をさせていただきます。

同じことの繰り返しの部分がありますけれども、やはり行政、町というものの責任として、これは、いつの時代というんですか、こういう近代的な行政が行われる中で、教育というのは、次世代、次の時代を担う子供たちの教育というのは、一番大きな、これは課題であり、仕事だというふうに思っております。

そのためにですね、専門機関として、教育委員会を設置して、その教育の実施にあたってですね、これに当たっているわけであります。

ですから、やはり教育委員会としてですね、今の時代、社会状況の中で、地域の状況の中で、子供たちの教育を、どう進めていくか。このことは、やはり当然、委員会の責任でも、大きな責任ですから、それが仕事ですから、今回、こうして佐用町の合併した後の、地域の状況を踏まえた規模適正化ということで、教育委員会としての計画をつくり、提案を地域に投げかけてですね、地域で協議をいただいているということでもあります。

で、皆さんも、ずっと主張されますようにですね、最終的に具体的な統合なり、この事業についてはですね、住民合意、これを最優先にすべきだと、私も、そう思っております。

ただ、この問題をですね、避けて通れない。住民合意なり、住民が決めるとしても、住民の皆さんにも責任を持って協議いただき、考えていただくという責任は、お互い持たな

きやいけないというのが、これは協働の、これはまちづくりの基本だと思います。

そういう中で、三河校区について、教育委員会としては、これは、一つの統合をすべきではないかという提案をしているわけですがけれども、校区の皆さんの協議の中で、今すぐ統合についての同意、合意が得られない。もう少し、時間がかかるという、ほしいということでもありますのでね、私は、それは、それとして、地域の住民の皆さんにも、そのことに対して、責任を持っていただく上で、これは尊重ていかなきゃいけないというふうに思っております。

ただ、そういう子供たちの教育の観点から、学校側の規模適正化していく必要があるという、皆さん方も、そういう理解が得られた中でですね、じゃあ、統合した学校、また、統合されて廃校になる学校、その地域をどうしていくのか。どう、それに対応して、対処していくのか。これは、総合的な行政の責任であります。

だから、そのことについて、当然、町として、必要なことは、できる限りの、やっぱり対策をしていくという、このことは、やっぱり、その後、必ず、一緒にこれはついていく行政の責任だというふうに考えております。これは、私の基本姿勢です。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 1 項目目の、その地域、三河校区におけるアンケート結果は、いわゆる現時点では、その教育委員会が進めてきた、その適正化の方針に対して、ノーの答えが出たわけなんですけど、それに対して、結果を受けて、先ほどの回答では、結果を報告してきた自治会長さんの見解を述べられたんですけど、教育委員会としては、この結果を受けて、その態度というか、その責任ある提案をしたのにも関わらず、住民に理解してもらえなかったという、平たくいうと、そういうことだと思うんですけど、その結果は、どのように受け止められているのか、教育長の見解を伺います。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私は、数字としては、アンケートの数字としては、こういう結果が出たと思いますが、全て否定されたとは考えておりません。

当然、地域の活性化とか、そういうことでは残してほしいという気持ちはあると思いますが、一方、これは想像しか思いませんが、話を、いろいろ聞くと、子供のことは大事だという話しは、たくさん耳に入ってきております。相当、迷われている数字であろうと。私は、そのように理解しております。

先ほど、町長が話されたように、私達は、行政、教育委員会の者も、地域の者も、親も、みんな、地域に対しても、子供に対しても責任を取らなければならない。責任がある。いい方向に向けてやる。責任があると、そういうことを再確認して、私は、これからも三河校区の方々だけではなくって、佐用町全体の皆さんと議論を深めていきたいと、そのように考えているところです。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） その教育長にお尋ねするんですけど、その議論を深める場なんですけれど、いわゆる適正化に基づく、この順序立てた、年をおってありましたよね。それからいくと、こういう地域住民に対するアンケート結果を受けた後では、その協議の場、住民の人に適正化が本当に必要なんだと。教育長は自信を持ってというか、そういうこと、方針を決めて進められているわけですけど、それを理解してもらうための手段として、具体的に、どういうふうに、これからですけど、地域住民に対する働きかけ、どのようになるんでしょうか。

具体的に町民の声としては、危惧されているものとして、子供の、当然、子供の教育、みんな大事だと思っておりますから、統合されたら地域も寂れるしという、町民の声を具体的に紹介したんですけど、これらについては、一つ一つ納得してもらう必要があると思うんですね。そういう場を設けていくことによって、改めて、アンケートを取った後は終わりなんだという、そういうことではないと思うんですけど、改めてお聞きします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） そしたら、私のほうからですね、具体的な三河校区の委員会でね、今後の進め方について、ちょっと、今、委員会と検討しているところを、状況を説明させていただきたいと思うんですけども、前回の委員会で、そのアンケート調査の結果も報告されました。それで、これだけの反対があるという中で、当面、この委員会は続けられないだろうということなんですけれども、これで、全部のね、全くしませんということではなしに、4割近くの方が賛成の意見も地域の方が言われてました。

で、今後はですね、委員会としてはね、めどとしては、3年から5年ということをおっしゃってます。その間は、延期して、その間の情報をですね、例えば、中安・徳久小学校の状況とかね、そういうところを、書面でね、書類で、状況報告をしてくださいということで、今後、三河の自治会長を通じてですね、そういう資料提供、そういう方向は、逐次、資料で提供していきたいということで、随時必要があれば、こちらのほうから、委員会の開催、また、呼びかけますけども、当面の間は、その情報提供を書面でお願いしたいということを受けてます。教育委員会も、そういうことであればですね、その周りの状況をですね、逐次、書面でチラシにして報告していきたいと思えます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 書面というのは、対面して話するのと違って、一方的な情報提供になると思うんです。私が、今、聞く限りでは。

そうではなしに、双方向の情報提供されたことに対して、意見を言う場というのは、ないんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） その場は、当然、我々は、つくりたいんですよ。つくりたいんですけども、今は、教育委員会と話す状況ではないということで、状況は、確かに知る必要があるからね、資料で提供してくださいと。当然、そういうこと言っって、委員会、もう1回するとすれば、すぐ、そういうことで対応していきますけれども、今は、地域の方が、一応、これだけノーの結果が出た以上ね、もう委員会を、通常の委員会やっていく必要がないだろうと。当面の間は、だから、その他地域の状況とかね、そういう資料提供をしてくださいということで、今、委員会では、そういう方向で進められています。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） そもそも、その統合の問題が出てきたのは、複式学級の解消というのが、最大のものなんですけど、複式学級になるというのは、子供が少ないということで、それから、それについて、その今、現在いる子供を大事にしていくのと合わせて、これからの子供たちが、佐用町で育てられる、そういう環境整備というのは大事だと思うんですが、そういった点でも、町民の声に答える上で、町長の見解は大きい。何か、一般的なお話しだったので、そういった地域では、統合問題についてね、真剣にアンケートに答えたり、真剣に議論しているというんか、考えているわけなので、そういうところを誠実に答えてもらいたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 誠実に応えていないというふうに言われるのは、私は、心外なんですけれども。なぜ、何が、誠実じゃないんですか。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 学校のね、統合について、佐用町でね、子供がもっと元気に育つ、そういう環境整備というのは、町の責任ある行政ではないんですか。

ですから、少子化で、もうどうしようもないんだと。そういう一般的な話ではなくて、これから佐用町としては、そうした、そういう問題について、具体的な対策はないという回答だというふうに受け止めていいですね。そういうことを言いたかったんですね。

で、三土中学校の問題についてなんですけれど、組合立三土中学校の閉校というのは、それこそ、具体的に年数を限って、先日の議会、24日の本会議の後、教育委員会が報告した内容によると、平成27年3月で閉校することを、教育委員会の三土中、組合会教育委員会の方針として決定したと、そういう報告があったんですけど、これは、現在、中学校存続してあるわけなんですけれど、その場合、地元の中学校、存続する、町立の中学校としての存続は無理だという回答もありましたけれど、今の学校のありようは、どんなふうに、具体的には、その方針が出ることでよって、なるんですか。ちょっと、具体的に示していただけますか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） もう一つ、ご質問が理解できないんですけども、現在は、三土中学校として、実際、学校運営をしております。

で、議会の皆さんにも、お話ししましたように、この4月の入学生が、土万地域からはゼロ人であり、そういう状況の中で、今後、平成27年3月を閉校を目途として、今、地域の方々にご説明し、ご理解をいただいたと。保護者に対してですね。

で、そういう中で、将来を見据えて、補正予算にも計上し、ご承認いただきました、ご理解いただきましたように、交流事業を、今現在、実施をしていっておると。今のところは、部活動が中心でありますけれども、今後においては、授業の交流であるとか、学校行事の交流であるとか、そういうことを進めながら、スムーズに目標年度が迎えられると、そういう下地をつくっていきたいと考えているところであります。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 三土中学校の生徒、入学、25年度については、土万地域からは入学者がなかったもので、1年生は、三河校区の子供だけの学級になってますよね。

来年、26年には、いわゆる区域外就学ですか、それをするという事で、土万から、もちろん来られないということで、三河地域については、区域外就学というのは、選択肢として、三土中学校、そして上津中学校を自由に選ぶという、そういうことになっているんですか。ちょっと、地域の方から、いろいろ聞かれるので、ちょっと正確に教えてください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 平岡議員、おっしゃるとおりでございます。

この春に対応した区域外就学、これは継続しているということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 27年の閉校ということになると、今の3年生は、三土中学校がなくなるわけですから、どういうふうな形になるんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 今の考え方では、学校がなくなるという前提であれば、上津中学校のほうへの合流という形になります。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） なくなるという方向であればという、決定ではないから、まだ、確定したことは言えないけれど、事実上、そうなるというふうないうことなんですか。

子供の教育環境の整備の関係で、一つは、スクールバスの関係とか、部活の問題などがありましたけれど、じゃあ、その部活も遠距離ですから、三河校区から、その部活は十分に、朝練習したり、それら練習が終わってから送迎のこととか、細かいことで、父兄の方は、いろいろと心配の声があるんですけど、そういったことについては、これから、十分に、説明がされる機会を持たれるということなんですか、そういう場はありますか。

議長（西岡 正君） はい。

[教育課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 当然、今の部活の状況もね、説明するし、今後、そのために今回の補正予算も組ませていただきましたけども、できるだけ、今、現にやっているのはバレー部と卓球部の一部なんですよ。そういうことの意向も踏まえながら、支障がないように、できるだけ支援ができるところは支援していきたいと考えております。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） では、通告に基づいた 2 項目目の質問を行います。

小規模多機能型居宅介護事業所の運営支援についてです。7 月の厚生常任委員会の現地調査で、小規模多機能型居宅介護事業所の運営は厳しいので、支援を求めたいと関係者から要望が強く出されました。

そこで①、関係者の声について、町長は、どう思いますか。

②、神戸市などは支援を行っております。住み慣れた地域で最後まで自分らしい生活を送りたいと願う高齢者に必要な施設です。運営に対し町独自の支援の検討を求めたいと思いますが、当局の見解をよろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） 2 点目のご質問について、お答えをさせていただきたいと思っております。

私も、答弁についてはですね、できるだけ、私なりに誠実に答弁をさせていただいているつもりです。自分の答えがね、違っていった方向だとか、思っていたことじゃないというようなことで、不誠実だというふうに言われますと、何か、いい加減に答弁をしているというふうに言われたと同時に、なかなか、これは議論に、私もね、できません。その不

誠実であるということだけは、取り消していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、小規模多機能型居宅介護サービス事業所の運営支援についてということで、小規模多機能型居宅介護事業所は、広域的に受け入れるほかの介護施設や事業所とは異なり、地域密着型サービス事業所として指定をし、町民の方を対象にサービスを提供していただく事業所でありまして、指定基準については、人員の基準、設備基準、運営基準等厚生労働省令の基準を満たす必要がございます。

小規模多機能型居宅介護事業所は、通いを中心に、要介護者、要支援者や家族の状態や希望に応じて随時訪問や泊まりを組み合わせ提供するサービスでございます。中度者及び重度者となっても在宅での生活が継続できるという利点がございます。

佐用町内におきましては、今年度上月地域に1カ所施設整備を予定しておりまして、これを合わせますと町内5施設となります。これは、西播磨管内でも、たつの市に次ぐ事業所数であり、町内の1号被保険者数が約6,300人となっており、1事業所当たり換算をいたしますと1,260人となり設置率は高いという状況でございます。

また、今年度の整備に対しての応募事業者も複数あったため経営意欲は、事業者においては高いというふうに考えております。

小規模多機能型居宅介護は、介護保険サービスの中では地域密着型サービスと呼ばれる種類のもので、今後、増加が見込まれる認知症高齢者や中度者及び重度者が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域に根差した小規模の施設であって、町といたしましても各施設の運営推進会議等にも出席し、事業所の利用状況や施設の運営上の問題点等の報告を受けるなど施設運営等の支援も行っております。

事業所におかれましては、利用者のさまざまなニーズに対して多大なご苦勞とご協力をいただいておりますので、今後とも町としての、できる限りの支援は行っていくように考えております。

次に、神戸市では、小規模多機能型居宅介護サービスの質の向上を図るため、国が定めた小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算制度を導入し、神戸市独自の算定基準を定められております。

兵庫県下では、神戸市だけが市町村独自の報酬を適応をされておりますが、この市町村独自報酬を適応すると介護給付費及び利用者の負担も増加をすることになります。

小規模多機能型居宅介護サービスの介護給付費の実績を見ますと、平成21年度以降年々を増加し、24年度実績を前年度と比較いたしますと16.5パーセントの伸びとなっております。これは同年度比較で介護給付費全体の伸びをみますと4パーセントの伸びでありますので、相当な給付費の伸びであり、利用者人数が増えたことや、報酬改定の増が理由だけではなくて、事業所として経営努力が伺える結果と言えると思います。

佐用町といたしましては、小規模多機能型居宅介護費の市町村独自報酬については、介護保険事業計画の第4期から第5期にかけて介護保険料をアップしていることや今後の社会保障制度改革や介護給付費の状況等も考慮し、第6期の介護保険事業計画策定時に小規模多機能型居宅介護費の市町村独自報酬を適応するかどうか、また、適応した場合どのようなサービスの提供に対して行うのかも含め慎重に、今後、検討していかなければならないと考えております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 今のご回答で、次の期に向けて、どのような対応をするかということを考えていることなんですけれど、委員会で視察した時に、直接、関係者から要望を聞いたんですけれど、それまでの間、行政に対しては、こういった声は、届いていたんですか。検討も、その時点では、されたのかどうか。今、一般質問でお聞きしたんですけれど、そこらへんは事業所とのかかわりでは、どうなんです。1点、お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 個別の担当者への、そういう話しは、後から聞いておれば、担当課長のほうが、お答え申し上げますけれども、私は、町内に、既にもうある、現在のね、事業所のほうから、経営的な中で、介護報酬が低くて経営が難しいというようなことについては、直接はお聞きしたことはありません。

厳しいということは、この小規模多機能型というのはですね、ほかの介護施設と比べて、経営が難しいと言いますか、これは、やはり利用者の状況に合わせて、常に変化をするわけで、利用者も、その日によって、相当、増減がありますし、また、急に泊まりになったり、また、どこかに行かれたりというですね、そういうことに、逐次対応をしていかなきゃいけないという、これが、そういう、ここの、こういう小規模多機能地域密着型の特色ですから、そういう点でね、完全な入所施設、また、完全な泊まりのないデイサービスの事業と比べると、そういう面では、事業としては、難しい点があるということは聞いております。

ただ、ほかの施設もですね、そういう中でですね、努力して、実際に介護報酬もいくらか、国としても当然、アップもしましたし、今、運営を続けていただいております、特段今、運営が成り立たないというようなことでは、私は、ないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長「課長、何か」と呼ぶ〕

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） それでは、私のほうからお答えします。

小規模のこの多機能型は、市町と非常に関係のある施設でございます、概ね2カ月に1回運営会議というのがございます。これは、地域密着ということで、各地元の地域の方の代表を含めて、私ども、包括のほうからですね、担当職員等が参加をしております。介護保険の担当も行っております。概ね2名は、必ず、そういう運営会議に参加しまして、その運営状況、また、問題ごと、それから、今後の進め方等、利用状況含めて検討しているところでございます。

そういった中で、会議の中で、若干あるかと思いますが、その後、私どものほうに、例えば、厚生常任委員会でお話しした内容かと思いますが、事務長自ら、また、施設長

自ら介護報酬のアップ、市町独自のアップを強く要望するということは、私もこう、1年半ほどありますけど、お話しを聞いたことはございません。

ただ、今回の確かに介護報酬につきましては、私も議会で、何回か答弁をしておると思いますが、これは、全国的に、もう介護保険適用から、もう数十年経っておりますが、介護報酬の改定というのは、各事業所、また、施設からの要望で、毎年、そういうのを、厚労省が検討し、介護保険報酬部会のほうで検討され、何年かに一度介護報酬の見直し、そして、加算制度の適用、そして処遇改善、いろいろ繰り返す中こうやっております。

そういった中で、それぞれの多機能型、または、介護施設の中からも要望もありますので、今現在も、国のほうでは、そういう部会を行われております。小規模多機能は、ご覧のとおり、実は、介護報酬というのは、若干、ほかのデイサービスとかいうのに比べて、月平均しますと、若干、引くうございます。介護報酬単位というのは、これは、当初設定、国がした基準は、いろいろありますので、私もちょっと、細かいこと分かりませんが、だいたい中程度、要介護3程度を基準に、国は単価を、これで経営ができるだろうということに認めた、基準を決めていった流れがあるようでございます。

と言いますのは、要介護2と3が、非常に単価の開きがあるんですね。ですから、利用者の方が、要介護2の方が中心で運営をしますと、介護度が低いので、介護しやすい面があるかと思いますが、給付単価は月額が低いと。要介護が高くなりますと、当然、単価上がりますので、そのへんは、介護報酬は多く収入ができるというのが1点あるかと思えます。

それから、この多機能型を単独で立ち上げて事業をするというのは、これは全国的に見ても、かなりの工夫が要るといわれております。運営をうまくされているところは、他施設、例えば、グループホームとか、通所施設、本体がある施設と併用して、うまく利用される中、例えば、職員もうまく利用する中、いろいろ経営工夫をされているところがあります。

また、施設の建設費を返済、当然、新しく建てますと要りますので、その返済費を充てますと、経営上も何年間は、非常に苦しくなる。これはもう、当然のことかと思えます。

そういった中で、各施設の1年目、2年目というのは、大変苦勞する中、登録人数を25名ですか、定員いっぱい登録の中で、1日の運用、また、ひと月の運用をうまいことやりながらやられているのは、全国的には、多機能の状況ではないかと思えます。

そういったことで、今回も、佐用町のほうでは、一つ事業所のほうが、建設をされるということで、前後ということになりましたので、先ほど、町長のほうから答弁ありましたように、近隣の西播磨の市町の中でも、本当に密度が高い施設、ましてや町内の方が利用できる施設ができているというふうに思っております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 3項目目の学校給食費の無料化について、質問を行います。

佐用町で子育てしたいと思える施策の一つである学校給食費の無料化について、当局の見解を伺います。

①、学校給食は、子どもの心と体、命を育てる教育の一環です。町長の見解を、その点について伺います。

②、3月議会では、学校給食の食費は保護者負担との答弁でありましたが、近隣では相生市で少子化対策の一つとして学校給食の給食費無料化を実施しております。この取り組

みに学ぶべきだと思うのですが、改めて3月議会でもお伺いしたところですが、よろしくご回答をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、答弁。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、学校給食の問題について、学校給食の無料化ということで、今、お話しのように、3月の議会でもご質問がありまして、答弁をさせていただいたところですが、改めて、お答えをさせていただきます。

まず、①点目の学校給食は、子どもの心と体、命を育てる教育の一環だがということですが、平成25年3月定例議会で答弁をさせていただきましたけれども、学校給食にかかる経費につきましては、学校給食法第11条2項により負担者が定められており、施設設備費・人件費は設置者である市町村、その他の食材の経費は保護者が負担することになっております。

また、光熱水費は管理的経費の性格が強いことから設置者である町が負担をし、食材料費のみを保護者に負担をしていただいておりますが、現在の学校給食で小学校の場合1食当たり約650円がかかっております。食材費として保護者からはですね、そのうち250円を負担をしていただいているところであり、約400円は、町が、それぞれ一般会計から支出をしている状況でございます。

また、佐用町の学校給食につきましては、地産地消をできる限り実施をし、子供たちに地元への愛着を育むとともに、命のつながり、そして、自分の心と命と体を育てる教育の一環として、食育をはじめ、各教科と関連をさせ実践を行っておるところでございます。安全でバランスのとれた献立を考えながら、できる限り給食費も抑えられるように努力をしております。

ただ一方、学校給食の実施につきましては、学校給食は、1年間365日のうち、約半分ぐらいでありまして、それも昼食だけということでございますので、子供たちが食べる1年間の食事の6分の1ということにしかならないわけでありまして。そういう中で、学校給食に全てですね、子供たちの心身を育てるということを担うということは、到底できません。やはり、一番大事なものは、家庭での食事であることは言うまでもございません。

しかし、家庭でもバランスのとれた食事をとれてないという現状があることも事実でございますので、学校給食ができる限り食育としての役割を果たしていく必要があるというふうに考えております。

そして、学校においてですね、子供たちに対しての習慣、早寝、早起き、朝御飯というような運動をはじめとする、基本的な生活習慣の確立、とりわけバランスのとれた朝食を食べる、そういう習慣づけに向けた、家庭への啓発活動などにも、さらに取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に②点目の相生市での少子化対策としての給食無料化を実施している。この点、佐用町でもということですが、私は、少子化対策としての学校給食の無料化という方法はですね、私は、あまりにも安易で、将来を担ってくれる大切な子供を育てていく親や、また、保護者が愛情を注いで育てていくという思いですね、そういうものが感じられません。

また、町といたしましても、この少子化対策につきましては、長期的に総合的な教育、福祉施策、医療、そういう対策を充実することが少子化対策にとって、一番大切ではないかと考えておりますので、学校給食につきましては、町が先ほど申しましたように、給食

センターを直接運営をして、かかる経費の3分の1近くは、町が負担をし、できる限り、保護者の負担の軽減も図っておりますので、無料化については、以前もお答えしましたように、今、考えておりません。

以上、このご質問に対する、私の答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。あと8分です。

17番（平岡きぬゑ君） 先ほどのご回答の中で、その給食費の給食費を保護者が負担することになっているという、その給食法11条2項ですか、ここを指摘して、保護者に応分の負担をしてもらうんだと、そういうことになっているということなんですが、自治体で既に無料化は、全国に広がっているんですけど、佐用町でも、相生が近いので、紹介したんですけど、全国各地で取り組まれています。

こういう項目があるけれど、決して、その保護者が負担しなければならないということにはなっていないという、そこのところ述べたいと思います。

佐用町がつくっている次世代育成支援行動計画の後期計画22年から26年の、この計画なんですけれど、この計画をつくるのにあたって、その実態把握、関係者のニーズ調査がされているんですけど、そこの中で、先ほど、私が紹介した無料化に、その一つの提案なんですけど、少子化対策として、声としてね、子育てや教育にかかわる経済的負担の軽減のための取り組みを充実するべきだと、この声が最も多かったんですね。多くなっているんです。その結果は、今も変わってないと思います。

具体的にはね、相生市で、そうした、ここでは給食費の無料化を対策としてとってはどうかと。佐用町が、そういったことを学んではどうかということ提案しているんですけど、現実には、佐用町で働きながら、住まいは相生でと、そこらへんの決めてになったのは、やはり子育てしやすいところだからだということ、私は、具体的に聞いているんですね。そういった事例がありますからね、そういうことも考えてほしいと思います。

で、町長は、無料化をしないという理由の中で、るるおっしゃいましたけれど、実際にやられている相生市長さんの声、紹介したいと思うんですけど、若い人が定住できる町になれば、それは、町の活性化にもつながり、中高年世代にも活気がつく。地域が元気になれば、新しい産業の呼び水にもなります。また、給食費無料化の、その財源は、市財政、相生ですけど、110億円の約1パーセント、1億1,000万円だそうです。財政が苦しくても、他の事業の組み立てを工夫することで対応できる。こうした経費は、固定経費として確保することは可能だと。

それについてはね、市民の方と、若い人だけ優遇するんじゃないかという、その声に対して、対話を重ねてですね、納得してもらったと、そういう努力をされているんです。

そういった点で、見習うべきではないかと提案しているところなんですよ。

3月議会の一般質問では、その佐用町で、この経費として、約八千数百万円という回答もらったんですけど、改めてお尋ねしたいんですけど、佐用町で、その全ての子供たちの給食費を無料にした場合の経費、これ八千数百万円の中にはね、数字的に先生の分も入っていたかと思うんですけど、それを除くと幾らになりますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 24年度の決算数字でよろしいですか。

全額ですね、7,872万6,194円。そのうち、教職員の分が1,328万9,234円。それから、試食分。これは、各PTAの方とか、何回かあるんですけども、わずかですけども、14万4,500円です。これを差し引いたものが全額食材費として、佐用町が持つとすればね、その分が、約7,000万ぐらいは要と思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 以上で終わります。

議長（西岡 正君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

ここで昼食のため休憩したいと思います。午後1時15分まで休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。では、そのように決めます。

午後00時00分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番、石堂 基議員の発言を許可いたします。はい、石堂議員。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） 一番議席、石堂です。

私は、この度、森林資源を活用する新産業化構想について、この場で一般質問をさせていただきます。

町長は、先の定例議会において3選への表明をする中で産業の中でも農林業の振興は防災にも通じる課題。若者がこの分野に参入しやすい仕組み作りを考えたいと表明されていますが、これまでに議論を重ねてきた木質バイオマスの森林資源転換は、まさにこの取り組みの核となるものではないでしょうか。そこで、次の項目について伺います。

一つ目、県森連のオーダーに対して本町の取り組みは現状で可能でしょうか。

2番、二つ目、新たな素材業者の育成が必要ではないでしょうか。

3番目、本年度から開始される、里山林整備事業、これの具体的な取り組み内容、現状について伺います。

4番目、森林経営計画により生産される材や里山林の伐採材の有価値を向上させ、山元への利益還元を図る新たな支援は考えられませんか。

5番目、運搬コストの削減や出荷調整を考えると中間集積場、いわゆる中間土場ですね、が必要ではないでしょうか。

6 番目、森林資源の 6 次産業化を考えるためには加工施設も考える必要があるのではないのでしょうか。

7 番目、森林活用を継続的にトータルコーディネートするため、森林組合の組織強化が必要ではないのでしょうか。

最後に 8 番目、木質バイオマスの需要増が見込まれる中で、本町の森林資源への取り組みを強化することは、新たな産業の創出だけではなく、防災、あるいは有害鳥獣問題の一助となる非常に大きな重要課題だと考えられませんか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） それでは、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

森林資源を活用する新産業化構想についてということで、1 点目の木質バイオマス発電燃料としての木材の安定供給の件でございますが、大下議員への答弁でも申し上げたとおり、発電事業者との調整や協議は県森連を窓口として県、町及び森林組合が連携して進めているところでございます。

発電事業者の需要量は、調整中のため最終の数値ではございませんが、現時点では県内から調達する間伐材等を年間 3 万 2,000 トンとされており、これに対する県森連による本町への割り当ては、まだ、提示はされておられません。

また、日本海水以外にも県内に同様の発電施設を建設しようとする動きがあり、県森連といたしましては平成 24 年度の施業実績から勘案して、県内全体で 2 倍近い素材生産が必要になると予測をしております。ただ、本町といたしましては、まずは、与えられたオーダーを確実に対処することが先決であり、そのために、この度、内閣府で採択をいただきました森林資源の活用を図るための計画策定業務や森林経営計画の策定の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の新たな素材業者の育成に関しましては、森林施業の活性化と採算性の確保に伴い、林業に従事する個人や事業者の関心も高まり、ある意味では、自然発生的に増加をすることも期待をしたいと思います。現在では、兵庫県林業労働力確保支援センターにおいて新規参入への相談業務や研修制度等ございますので、これらの制度を活用して林業家の育成にも努めることができれば考えております。

次に、3 点目の里山林整備事業についてでございますが、本年度より森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業が創設をされたところでございます。

この事業は、自然林を中心とした森林を地域住民等で組織する活動組織によって整備するものに対して交付金が支払われます。

事業内容は、雑草木の刈り払いや管理道路の設置、改修、新植等の活動に対して面積に応じ定額で 1 ヘクタール当り 16 万円が、また、竹林の整備にはヘクタール当り 38 万円が、資機材の整備につきましては事業費の 2 分の 1 の交付金が年間 500 万円を限度に交付されることとなっております。

これまでの里山林整備事業では活動はボランティア、いわゆる無償が原則でありました

が、本事業では活動に対する日当等人件費の支払いが可能ですので、全自治会に啓発し、希望の団体に対して採択申請の作成を依頼をしているところでございます。

さらに、本事業で伐採した木材を資源として活用することも可能でありますので、この、また、森林資源の活用をはかるための計画策定の中で、検討をしてみたいというふうに考えております。

4点目の山元への利益還元を図る新たな支援策でございますが、先ほど申し上げました、この森林資源の活用を図る計画が本年度において、この特定地域再生事業という形で、計画策定を行うことといたしております。この林業構造の再生計画を作成する中で、これからの十分、検討をしていきたいというふうに思っております。

林業の採算性の確保のために、同じ用材でも少しでも高価と、高くなるような流通ルートを探し、林地残材は木質バイオマス燃料として搬出するなど、山元への還元を視野に入れた林業構造を検討してみたいと考えております。

5点目の中間集積場の設置についてですが、出荷に関しましては、森林所有者ごとの精算が必要になることから、現在は、伐採した木材を直接搬出、出荷しており、現場においても、このほうが、現在のところでは効率的であります。

ただ、先に述べました地域再生計画の検討において、運搬コストの削減や効率的な出荷のために中間集積場等の設置が必要であると考えられる場合には、中間集積場の設置も視野に入れた流通方法の見直しを検討してみたいと思います。

次に、6点目の森林資源の6次産業化に関しましては、同様に地域再生計画の策定にあわせて検討をしてみたいと考えておりますが、基本的には、新たな施設の設置でなく、既存の加工施設や加工業者の活用を第一に検討してみたいと思っております。

しかし、町内には、基本となる木材製材業者等も、今のところありません。また、今後、資源の活用の中で、木材のペレット化というようなことが必要ということになれば、そういう事業についても、今後の検討の課題ではないかと思っております。

7点目の森林組合の組織強化についてでございますが、町内の林業を担う中核は、森林組合であると考えております。そのためには、森林組合の能力の強化と経営を安定させることが、最も重要であると考えておりますが、残念ながら、今のところ昨年度の決算では約700万円の赤字の決算となっております。

組合の経営の安定のために、まずは、事業量の拡大、また、長期的に安定した事業の確保と、それを行っていくための能力を高めていくということで、組織の強化にも努めていかなければならないというふうに、考えております。ただ、これまでも、森林組合の事業を行っていくための経験のある有能な人材を探してきておりますけれども、なかなか、そういう経験をした方がないのが現実であります。今後、早急にですね、こういう人材確保についても検討をしてみたいと考えております。

最後に、8点目の森林整備によるほかへの影響ですが、石堂議員のご指摘のとおり、効果はあらゆる面で発揮されると考えております。間伐等により土壌保全や水源涵養等の防災機能を発揮し、山すその緩衝帯の設置等では獣害対策にも効果があることが実証されております。さらに、地球環境保全や生態系保全等、多岐にわたる公益的機能が生み出されております。これらの効果を十分に発揮するためには、さらに林業による地域経済の発展や雇用の創出を期待し、木質バイオマス燃料という新たな木材需要を契機として、森林資源の活用と、森林整備事業に、今後、取り組んでみたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、それでは石堂議員。

1 番（石堂 基君） いつもでしたら、この2日目の一般質問の前後を見て、せめて私の時間だけは和やかに議論をしましょうということで提案するんですけども、実は、今日、私は、若干、怒っております、昨日ですね、こちらの一般質問が始まる前に、副町長の部屋をお邪魔すると、ちょうど、一般質問の整理をされていたと思うんですけども、石堂議員、今回、一般質問はと言われて、ガクッとなりまして、私、この木質バイオシリーズを、過去1年間、昨年9月から頑張っ、本人なりにはやってきたつもりなんです。そのあたりが、誠にこうくんでいただけなくて、辛い思いをしました。

と言いながら、その後ですけども、大下議員が、昨日、木質バイオの関係で、若干ふれられて、質問をされて、大下さん、あれぐらいの質問で良かったんですかっていうたら、後、お前がやるんやで、お前頑張っ、やってくれというふうに、はっばかけられましたんで、そこで気を取り直して頑張っ、やりますから、よろしくをお願いします。

ちょっと今、8点ほど、お伺いをした中で、2、3点、再質問ということで、させていただきたいんですが、この前1番の県森連のオーダーについて、この質問書を出す段階では、前回の時にも少しふれていたと思うんですけども、概ね、その県森連なり公社、県のプロジェクトチームなるものが、だいたい9月ぐらいには、概ねの目安を出して、それが、県下の森林組合のほうに出るのかなというふうに思っていたんで、こういうふうな問い方をしたんですけども、方針として、今、町長が答弁されたように、24年度の実績の約2倍ということで、考えられているのかなと思います。

本町の森林組合の素材生産量の実績ですね、多分、僕の認識でいけば、この2、3年間というのは、相当、災害なんかの関係があっ、増減していると思うんですけども、年間で、多分、1,000から2,000の間ぐらいじゃなかったかなと思うんですね。

で、そうすると、それを倍にして、多分その、中間7月ぐらいの、その県森連なんかの会議資料を、ちょっと聞いたんには、4,000立米ぐらいを、一次の、例えば、その佐用町の森林組合の目標にというような話が出ていたか出ていなかったかと思うんです。

それから、考えると、質問の2番とも、若干関係するんですけども、これまで、従来、多分、1,200、1,300だったと思うんですけども、ピークいって2,000ぐらいのんが、一度に、この4,000というのは、相当無理があると思うので、やっぱり、その足りない分を、県森連からオーダーが出た場合に、そのカバーというものを、どうやっていくのか。森林組合以外の素材の生産業者のほうに、どうやって振り分けていくのか。あるいは、その今現状の委託も含めて、5班体制の中でやっていけるのか。そのへんの見込みを、少し1点伺いたいのと。

それと、もう1点は、3番目の本年度から開始される里山林整備事業、先般提案されて議決されました補正予算の中で、800万相当の事業量で提案があったかなと思うんですけども、今現在、事業に対して採択を予定している地区ですね、箇所数。で、全体で応募がどれぐらいあっ、そのうち何カ所になってますというような、少し具体的な事業の決まっている部分、それについて、答弁をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 私はもう、それについては、今、石堂議員がずっと、この間ですね、

長い間、この森林の産業化、いろいろとご提案いただいたりご質問いただいていることに対しまして、私も、これについては、積極的に取り組んでいきたいという思いの中でですね、十分に、いろいろと、こうした議論をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今、具体的な、日本海水への燃料の供給の、これの協議の中で、県森連で調整されている。これは、県森連として内部的にですね、これまでの実績をもとに、だいたいこれぐらいができるんじゃないかというような、数量で、内部的には、ある程度の計画をですね、つくられているということは知っております。

その中で、佐用町というのは、これまで素材としてですね、搬出して、出荷している量というのは、森林組合の今までの経営そのものがですね、間伐、特に切り捨て間伐というようなこと、施業、保育間伐ですね、これを主体にやっておりますので、その森林の伐採、また、市場への出荷、こういうことについては、非常に、今まで取り組みが弱いというのは現実です。

そういうことで実績として、その年によって、いろいろと若干違いますけどもね、1,000立米とか2,000立米ぐらいしか、そういう実績がない。

ですから、それから見れば、4,000 ぐらいの倍ですね。ぐらいが、佐用町としてはですね、これぐらいいいかできないのかなという、そういう考え方も出ています。

ただ、実際に、そうした素材として市場なり、いろいろ利用はしてないんですけども、間伐そのものは、ずっとたくさんやっておるわけで、そこに、林地残材として、たくさんの物が残っているわけです。それを、出せばですね、搬出すればですね、まだまだ、相当量の物が出せると思います。

それと、これを事業としてですね、今後、事業化して取り組んでいくためには、ある程度の量を確保して、逆にね、しないと、事業化ができないという面があるかと思えます。

で、先般、お話ししましたように、やっぱり、立米、トンで、単価が1トン当たり6,000円と考えても、その4,000立米ぐらいですと、2,400万しか売り上げがないということになるわけですね。

ですから、これですと、いろいろ今後、事業展開していく上でですね、これはやはり、ボリューム的に、非常にこう、なかなか量が少ない。だから、実際売上、実際、そこにかかわる人も、機材も、こういうものについても、もう限界があります。この量だけではですね。

ただ、そうは言っても、じゃあ、1万、2万トンというようなことを、すぐ言われてもですね、すぐに対応はできる、そのまた、準備もなかなかできないというところがあります。

今後、だからそのへんが、県森連から求められる、このオーダーがですね、どれぐらいの期間に、例えば、段々と増やしていくのか。また、最初から決めたものを、20年間、20年間、きちっと、これだけは確保してくださいという形での、その割り当てになるのか、そのへんが、まだ、分かりません。

それと、もう一つは、一番大事なんですけれども、単価の問題と、この品質の問題ですね、一番は、水分率。これを、その発電所によっては、30パーセント、40パーセントぐらいの乾燥率ではないとだめだというようなものが示されるとですね、なかなか、その木材を乾燥させるという、一旦、その場所も要りますし、逆に、そういう計画もしなきゃいけないわけです。

そういうことで、できるだけ早く、ある程度の町としての逆に、これぐらいはできるということですね、県森連にも示しながら、この量も確保、確定した上で、これからの計画を、それに対応できるですね、確実に対応できるような対応をしていきたいと。

それには、かなりの量であれば、施業する面積を、毎年、何ヘクタール確保すると。それは、やはり森林計画の中でですね、やはり、きちっと計画をつくり上げてきて、そこで、毎年、100ヘクタールなり200ヘクタールという土地を、山をですね、施業していかなきゃいけないということになりますので、そちらのほうの計画もあわせて、当然、やっていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、もう1点、何だったかな。

[石堂君「里山整備の問題ですね」と呼ぶ]

町長（庵途典章君） 里山整備の問題ですね。

それは、ちょっと課長のほうから申しますけども、私も、この里山整備についてもですね、これを燃料にね、そういうところに、また、この切り捨てるだけじゃなくって、この処分という問題があるんで、このへんを、一体的にできればなと思っているんですけども、これも期限があるんですね。これ。

だから、そこがうまくね、合うかどうかということなんで、これは、今の申請状況なり、地域での反応、これについては、課長のほうから、答弁をさせます。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） それでは、多面的機能ということでございますが、こちらのほうは、今、9月25日までの締め切りということで、各自治会長さん宛て等にご案内さし上げまして、説明会等も9月2日に開いたわけですが、説明会には、16自治会ぐらいがおいでになったということでございます。

で、今現在で、そういった事業に取り組みたいなおっしゃっているのが、13自治会ぐらいということでございます。

これも、私どもの予算を通すのではなくてですね、これは、直接、兵庫県の緑化推進協議会のほうへ申請をするような形になります。

先ほどおっしゃいました平成25年度の補正予算で800万余りということで、818万4,000円挙げさせていただいたんですけれども、これは、従前からやっております、どう言いますかね、間伐した材を横に並べて木で止めるといった、ああいう方式、あれの結局、緊急防災林の関係での予算を、町としては、挙げさせていただいたということで、今回、新しい組織に対しての新しい補助金というのは、直接、それぞれの団体、集落ですね、3人以上の方が一緒になればできるとか、NPO法人でいいですよとか、自治会でもいいですよとか、そういったルールの中でやるということでございますので、佐用町の予算を通すということは、ないということでございます。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） はい、分かりました。

ちょっと今、回答いただいた、里山林整備事業、ちょっと予算執行については、僕、勘違いしていて誤った質問をしたんで、訂正をしたいと思います。

直接的に、町のほうの予算を経由しないということで、今現在、採択予定の13自治会、この事業内容というのは、もう既に、申請で出ていると思うんですけども、概ね、事

業タイプが、いろいろあると思うんですが、13自治会のほうの総事業費というんですか、その予定は、どれぐらいになっておりますかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、ここにそういった最終的な取りまとめたものは持っておりませんので、また、後日になりますが、石堂議員のほうへご連絡させていただいたらと思います。

順次、とりまとめてますので、各単価が、先ほど、町長の答弁でもありましたように、普通の業をやれば16万円、それから竹やぶ等みたいなものをやれば38万円とかあります。これも面積によりますので、若干、それぞれの活動が違ってくると思います。また、取りまとめましたら。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） 直接的に、その交付金のほうの金額が知りたいというんじゃないしに、あえて事業費を聞いたのは、ちょっと後にお話しするんと関連するんですけども、要はその、多分、各小さな団体であるとか、自治会であるとか、NPOというのを対象にして、この事業というのを展開されていくと思うんですけども、そういうふうな取り組みが、あまりこう、事業化としては、今まではなかったと思うんですよね。

で、今回の、その森林・山村多面的機能交付金、これの事業タイプの中で、里山林の保全活動とか、それから竹林なんかの整備活動、それから、もう一つは、ヘクタール当たり16万の森林資源利用タイプかな、要は、これで、13自治会のうち何ヘクタールぐらい、実際に作業やられようとしているのかというのが知りたいんですよ。

で、まあ、その事業量によって、だいたい13ヘクタールで里山でと言ったら、雑木がどれぐらい出て、それに対して、さっき町長言われたように、そこから搬出されたものを、ただ単に、里山の整備じゃないしに、それに有価をすることによって、地域なり、団体なりに、そういう作業が継続される期待感ね。これに結びつけないと、せっかくの、この単年度なんか、継続なんか分かりませんが、この交付金事業は。

こういうようなもんも利用してね、要は、地域から、不要な材を出していく。それを加工なりチップというようなものにやっていくと、少しでも経費として下りてくるんやと。有価になっていくんやというふうな習慣づくりのためにね、この事業を、ちょっと24年度、もし、まだ事業枠があるんであればね、積極的にPRをしていただきたいと思うんですけども。多分、考え方は一緒だと思うんですけども、ちょっと。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） お話しのとおりで、今回の日本海水への、こういう森林組合として、町として取り組む、間伐だけではですね、なかなか量の確保ということ。量も、増やさな

きや、相当確保しなきゃいけないんですけども、じゃあ、それを、きちっと確実に供給できるかと。これは、やはり、今の間伐だけの、また、その悪い資材のものだけではね、足りないという、だから、今回のような、今、言われる、その里山林の整備、こういう取り組みの中で、また、個人、個人ですすね、やっぱりシイタケの原木を切られたりですすね、山に作業に入られる方、こういう方も、少しでも今まで、山で捨てていたものをですすね、それが、有価、お金になると、こういうことの仕組みをですすね、することによって、全体の安定した供給、また、量の確保、こういうこともやっぱり図っていく、この計画が、仕組みづくりがね、おっしゃるとおり重要ではないかなと思っております。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 本町の、その森林組合の事業に期待をしないというのではないんですけども、やはり絶対量、相当量のものが出てくると思うんです。

今、想定をされているだけでも、日本海水の部分だけで、前提でお話をしているような経過がありますけども、やっぱり前回までの話しをトータルすると、兵庫県内にもう一つ、具体的には、まだ、場所も企業名も公表されていないというふうに聞いているんですけども、もう一つの施設が5メガほどで建設を予定されていると。

それ以外に、これは、未利用材の利用というのは、多分、ほとんどないと思うんですけども、パルプ屋の兵庫パルプ、兵パル、兵パルというところなんですけれども、そこがね、16メガぐらいのボイラーの設置を予定をしています。これ、何か、事前には、県森連にいつて、とりあえず県産材の利用は、ちょっと無理やよということを言われたみたいなんですけれども、そういうふうな概略的な要因からしても、今、想定している日本海水の消費量以上のものがね、今後、ますます出てくると思うんです。

そうした時に、一番最初にお尋ねしたように、とりあえず、この佐用町での素材の生産量、現行が、1,000立米から2,000立米の間、これを倍、もしくは3倍にやっていくということになれば、当然もう、森林組合というんですか、だけでは無理で、いかにその、一般の素材業者、もしくは、地域に新たな、そういうふうな素材生産技術を持った人を生み出していくかということにかかってくると思うんです。

で、それは、自然発生的にという部分で、町長は、ある程度の期待感持たれて言われてきましたけども、やっぱりそこに、多少なりとも、作為的にというんか、誘導的に、町のほうが、そういう業者の育成というものをやっていくような姿勢というものを、今後考えて、当然、考えていらっしゃると思いますけども、計画づくりの段階では必要じゃないかなというふうに思っているんです。

その時に、言っても核になるのは、やはり僕は、その森林組合が、今後、どういうふうな形で、森林の経営計画を樹立していくか。あるいは、地域の中に、そうしたものを広めていくかということになってくると思うんです。

で、質問の中では、7番目に、本当に、これからの林業活性化のトータルコーディネーターとして、森林組合どうなんということ、聞かせていただきました。

で、まあ、当然、それについては、その組織の能力なり、そういうふうなものの強化が必要だということ、町長も自認をされていますので、あえて言わせていただきたいんですけども、当然これは、大下議員の質問からの関連もあるんですが、専任のね、組合長、これについては、無理やと。当然、常勤でということになれば、それなりに必要な経費がかかるので、そのへんも、今の森林組合の財政状況からすると常勤でというのは無理なん

で、自分がやっているというふうに言われていたんで、それは、それで一理あるかなと。

ただまあ、状況として考えていただきたいのは、森林組合の経営状況という観点を、ちょっとのけて、やっぱりその、県内の森林組合の組長で、やっぱり、その自治体の長を兼務されている方というのはないんですよ。ないはずですよ。兵庫県では。岡山県ではありますけども。

で、それは、町長はしたらあかんと言っているのではないんですよ。やっぱり、その、一番大事なところというのは、組合長が非常勤で、町長が兼務されてもいいんですけども、結局、僕、今の組織体制の中で、一番不足しているのは、番頭がないんじゃないかなと。森林組合の中で。

で、残念ながら、合併の段階で4町の森林組合が町より前に一つになったと言いながら、外部から見ていると、やっぱりその、森林組合の活動隊が変わってきて、全町になったとか、新しい取り組みができたなどというふうなことは、残念ながら感じる機会というのは、ないんですよ。

だから、そこらへんを含めると、やっぱり旧態以前とは言いませんけども、少しまだ、組織、少しどころか、相当組織を作り直さなければいけないんじゃないかなと。

で、その時に重要になってくるのが、やっぱり番頭さんだと思うんですよ。

で、それについては、経験者なりの人選で、ある程度も考えたというふうに、先ほど、町長、話をされたんですけども、具体的に、何か、その次年度に向けての考えとかというのは、具体的な内容としては、ありますか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私が、今、森林組合の組合長をしているということ、これについては、確かに、県内には、もう既になんですけども、旧町の中からね、そういうような流れがあって、ある意味では、組合長は非常勤、町長がしていてもですね、しっかりと中の経営なり、中の監査、指導をしていけば、今、お話しの実際の実務として、業務を行っていく、その責任者ですね、それが、しっかり動いてくれれば、能力のある人がやってくれば、それで、組合としての事業というのはね、展開ができるというふうに思うわけです。

だから、いわゆる番頭さん。これは、やはり、組合の事業が、これまでのような、ただ公社造林とか、機関造林とかですね、そういう安定した保育、間伐ですね、こういう施業をしていくことが、今まで、組合の事業の柱となっていたんで、ある意味では、毎年、きちっとした仕事も確保できるし、新たなことを考える必要もない中で、組合の経営はできてきたわけです。

しかし、この新たに、実際、企業として、これを、事業を展開していこうとすればですね、当然、今の体制では、それは、できません。

私が、例えば、実際に入ってやろうとしても、こんな兼務の状態で、そんな時間も十分取れませんし、その内容をチェックして、きちっと責任持ってやることもできません。

その中で、このことはね、ある程度、以前から当然、私も十分認識、そういう状況であることは分かっておりますので、何とか、森林組合を運営できる能力を持った、経験を持った人をですね、森林組合に迎えたいということで、実際に、そういう経験のある方にお話をさせていただいてですね、近隣でですね、お願いをしたという経緯はあるんですけども、なかなか、そんなに若い人ではね、ないですし、新しいところ、もう一度、こういうところで、佐用町の森林組合を背負ってやろうというところまではね、承諾していただい

なかったということです。

で、まあ、こういう経験って、直接山でですね、作業をしているということの経験があるかどうか、それは、いらないと思うんです。それは、また、作業員なりですね、いろんな職員のほうも、実際、経験の中でやっておりますからね、ですから、ある意味では、一つは、企業ですから、経営と、それから企画ですね、そういう交渉力ですね、そういうものをまとめていける力というのが、経験のある者ということでの、私は、想定をして、何とか、先般の組合の理事会においてもですね、そういう人を組合に迎えたいと、採用したいと、それによって、当然、人件費はかかりますけれども、それは、その事業によって、人件費は、そこから生み出していくということで考えていかないとね、組合の発展なり、また、新しい事業はできませんので、それを、組合の理事会においても提案をさせていただいて、私に一任をしていただいております。

できるだけ、その状況を見ながらね、なかなか、いっぺんにたくさんの人員を補強することはできませんけれども、まず要になる、そういう経験者、能力のある人を何とか、理想的なには、そういうんですけれど、なかなかないんですけれども、それを探していきたいと思っております。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） これまでに、町長が尽力されて、なかなか人選、当たらないというのが、現実だと思うんです。

そうした中でもね、やっぱり、ずっと、この木質バイオの関係で、やっぱり林業を再生していくという時に、やっぱり要になってくるんは、僕は、森林組合だと思うんですよ。そこに、いかにこう、有力なというんですか、人材なり、今以上に能力を発揮してくれるような組織になっていかないと、やっぱりいくら林業再生ということで、計画をつくってもね、なかなかうまく稼働していかないんじゃないかなというふうに思います。

これまでもね、町長が、いろいろと人選されて、なかなか困難に窮していらっしやるんで、あえてですけれども、私、提案なんですけど、私はね、もっと町長の身近の中に、それに適した人間なり人材はあると思うんですよ。

で、これは、一つの提案としてね、聞いていただきたい。そないな、真面目な顔して聞いていただいたら、逆に私が恐縮するんですけども、こういう場でね、私の口から個人名を出すと、非常に問題もあるし、あんたの口からは言われたくないわと思う方もいらっしやるんで、個人名は避けますけども、例えば、その役場の経験者でね、もう残りが1年来てない方で、最近1階の方に移動されて、玄関入って右のほうにいらっしやる方とか、いや、冗談のけて、私は、本当に、私の案としてね、例えば、やっぱり、そういう人でもね、十分、僕はいけると思うんですよ。

やっぱり、その企画力とか経営力とかというものがどうなんやというよりも、僕は、やっぱりその、やる気、バイタリティー、エネルギー、それと、その経験という部分では、さっき言ったように、山の中に入って作業するとか、林班がどうかという認識じゃなしに、これからの、その森林組合の経営ということになれば、当然、現場も大事なんですけども、やっぱり地域とのつながりというものを、関係者とのつながりというものが非常に大事になってくると思うので、そのへんの人間的な信頼関係とか、これまで培ってきた行政の中の経験とかというものが十分に活かされると思うんですよ。

だからその、さっきの話のままで特定してしまうと、それはよくないんで、あえて提案

するとすれば、つい最近、行政の中で水商売に行かれた方とか、僕は、そういう方なんか
が、非常に適しているんじゃないかなというふうに思うんですよ。

だからそのあたりは、ちょっと外部で有能な方というのは、なかなか行き当たらなけれ
ばね、直近の課題として、やっぱり身近なところで、ぜひ町長のほうで考えていただきたい
なというふうに思っているんです。

で、決して、それは困難なことじゃないと思うんです。中途半端なところで、手を打つと
かじゃなしに、僕は絶対、町長、後ろ見て、見渡したら、それに該当するような方、絶対、
この中にいらっしゃると思うんです。約2名ぐらい。

[町長 挙手]

1 番 (石堂 基君) あっ、どうぞ。

議長 (西岡 正君) はい、町長。

町長 (庵途典章君) 具体的に、ある程度ね、そういうお話しはいただきましたけど、思
いは、私も同じです。そういう中で、想定をしながら、当然、私の構想の中で、今、固め
ておりますので、想定内です。

[石堂君 挙手]

議長 (西岡 正君) はい、石堂議員。

1 番 (石堂 基君) まあ、見解が不一致せずに一致したということで、非常にスムーズ
にっております。

議長、ちょっとお断りなんですけれども、後の発言のために、資料を、ちょっと配りた
いんですけれども、よろしいでしょうか。

議長 (西岡 正君) はい、許可します。

[資料配付]

1 番 (石堂 基君) まあ、今回、8点ばかり用意をしまして、ほとんど、その具体的
なところについては、今回、補正予算のほうにも出てきています。森林資源の、その活用化計
画、これの計画ができた段階でということ、回答だったかなというふうに思います。

だから、少し具体的なこともイメージして、私も質問をして、ある程度のやりとりがで
きるのかなということ、全体像を、自分なりにこうイメージをして提案というんですか、
議論の対象にしたいなというふうにして、ちょっと資料をつくってきたんで。

で、議員各位のそこには、今、追加で資料を配付をさせていただきました。で、町長の
手元のほうには、ちょっと副町長にお願いをして。

[町長「これ、これですね」と呼ぶ]

1 番 (石堂 基君) はい、そうです。

〔町長「はい、見てます」と呼ぶ〕

1 番（石堂 基君） こちら、教育長だけで、後の方は、ちょっとすいません。カラーコピーが高いもので、3枚しか用意できませんでした。

これがね、実は、これまでもずっと話をさせていただいた内容、ある程度、図形化したものというんですか、要は、森林資源の活用化というものを、どういうふうな形で産業化していくかということで、これは、ある程度、これまでに5回重ねてきた、町長との議論の中の話もベースにした上で、イメージをしてみました。

で、従来、やっぱり、この山で生み出されるものというのは、人工林と自然林に分れて、それぞれの木材市場と、一部は加工市場に行っていた。単価を8,000円、4,000円というふうに、少し高い値段で書いていますけども、従来は、この形だけであったということで、先ほども言ったように、結局、これから、この中で生み出されるものを、どうやって、この、これから展開されるであろう木質バイオマスを中心にした、こういうふうなものに転換していくか。どれだけの量を確保するかということで、これから、必要になってくることというものを少し書いてみました。

やっぱり、その、この質問の中で、私は、中間の集積場について、どうですかというふうに尋ねて、これについては、そういうふうなものがあれば、従来は、直接搬出だったけどもということで、回答があったと思うんですけども、やはりこのね、中間集積場というのは、僕は、要ると思うんです。

で、なぜ要るかというのは、搬出形態は、一応一番上では、従来、山を人工林、里山林、自然林というふうに分けてますけども、これは、それぞれの、その補助とか、交付金事業なんかの対象を、若干、こういうふうな分類分けがしてあるんで、あえて分けてみたんですけども、いずれにしても、この山から出てくる材というのが、やっぱり1カ所に集積することによって、その中で、いろんな出荷調整ができるということですね。燃料に出すにしても、木材市場に出すにしても、加工に回すにしても、その中から選ばれたものを、それぞれのいい時期に出せるということで。

ただ、その生木の場合、通常でしたら、搬出して即市場というのが、一番いいわけですけども、やっぱり燃料をベースにして考えていくと、当然、ある程度の調整期間というのが要ります。

で、やっぱり、さっき町長言われていたように、その含水率なんかの問題があって、どうしても、どこかの段階では、木を乾燥させておかないといけないとかというのがあって、そういう意味からも、この中間集積場というのは、大きな役割を果たしてくるんじゃないかなというふうに思います。

で、あとプラスですね、それぞれの林のほうから出てくる、その形態というのの、ここに若干書いているんですけども、結局、今までが積極的に出てこなかったところを、どうやって支援していくかというところで、ここに書いています。まあ、人工林については、従来、公的支援。それから、もっと一般的に地域、あるいは団体で取り組めるような技術支援、技術指導ですね。それから、搬出部分の支援。

で、里山林というのは、先ほど、今回、新たに事業展開されようとしている交付金事業なんかでもそうですけども、そういうふうなものを活用していく。当然、同じように技術指導、技術支援というのを加えていって、一般にも、そういう事業者が出てくることを促していくと。

当然、自然林も同じような形ですね。ただ、残念ながら、この自然林というのが、今現在、そういうふうな公的補助、援助というものが無いわけなんで、ぜひ、このあたり、新規の補助とかというものを検討していただきたいなと思います。

まあ、いずれにしても、そうした何ぼか支援策を得ることによって、それから搬出支援をすることによって、従来よりは材が出やすい、動きやすい形態を、まず、つくり、それを中間集積場で一括して管理して、個々に持ち出すことよって、一番大きなのは、搬出者にとって、搬出コストが一番安くなるということですね。近くに持って行けば。

例えば、一般で搬出しようとする、直接搬入の場合、津山、あるいは山崎の市場まで持って行かなければいけないという、これは、やっぱり相当の経費がかかるんですよ。トン当たりいうんか、1立米当たり2,000円とか2,500円とかね。それは、元手が8,000円とか4,000円の世界ですから、そこから、その搬出コストを引くと、やっぱり話にならないわけで、ここへだったら、別に軽四で、ちょこちょこ持って行ってもしれているというふうなことで、必ず僕は、これが要ると思うんですね。

で、ここで初めて、いろんな出荷時期とか物を調整することによって、そこから先の出荷元を選んで、一番いい時に、一番いいところに出せるというふうな形になっていくんじゃないかなというふうに思います。

で、少し、この佐用のところに、読みにくいと思うんですけどもこれは、プラスですね、異業種の算入の応援というんですか、技術支援なり設備補助、これは、やっぱりその、ある程度、まとまった機械を有したところで、業種転換していただく、そういうふうな業態の新規企業も必要じゃないかと思うんです。あえて、どの業種からということは申し上げませんが、そういうふうなものも支援策の一つに、ぜひ入れて欲しいと思うんです。

それと、もう一つは、左側書いてますけども、結局、加工施設と連携、これも町長、若干は、認めていただきましたけれども、やっぱりその、加工することによって、やっぱりその有価というものに、プラス付加価値上げることができるわけで、特に、燃料媒体で考えると、やっぱりチップ、ペレット、それから原木ですね、出すにしても、その加工できる手段を持つのと持たないのと、やっぱり大きな違いがあると思うので、できたら、この中間集積場を軸にして、こういうふうなものの取り組み、これを森林組合が取りまとめてやってくれたらなど。で、この紫色の部分の支援、応援というところを行政がやってくれたらなというふうに、僕は、思って提案をするわけです。

で、この一番下のところに、ちょっと見にくいんですけども、木質ボイラーの状況ということで、先ほど言いました近々の県下の状況も書いていますけども、岡山、鳥取、大阪、京都、これだけの規模のものが、新たに稼働しようとしています。この近くだけで、これら全てが未利用材ということではありません。パルプ材の残りであるとか、それから、ボード材の残りであるとかいうことで、自前で賄うところもたくさんあります。

でも、いずれにしても、これだけの燃料の需要が見込まれるということは、実際、それだけ木材が流通し始めるということなんでね、これはもう林野庁なんかも認めているように、明らかに木材の需要量というのは、増えてくるわけで、それらも含めて、今回のその森林資源、活用化計画の調査ですね、これに大きな期待をしているんですけども、改めて、私のささやかな提案を、ちょっと酌んでいただいて考え方があれば、お示してください。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） はい、ありがとうございます。

石堂議員も、本当に、いろいろと勉強いただいてですね、ある程度、このイメージとしての具体的なですね、今こう、これから、この今まで利用できなかった木材を、どううまく利用し、それを、また、経済的にも還元していけるか。こういう方法についてですね、

基本的なこういう提案もいただきました。

当然、私どもも、今ずっと農林振興課担当課のほうもですね、どうしたら、今の森林資源を活用していけるか。その活用先、需要先というのが、新たに、次々と生まれてきているという中でですね、佐用町の状況に合った、これを、非常に大きな山があるわけじゃない。いろんなところにたくさんの森林資源が、いろんな形であるという、こういうものをどううまく流通してですね、必要なところで、ちゃんと、それをお金に変えることができるか。こういうことで、町としての、佐用町としての目指す林業イメージということで、私どもも担当課のほうも、こういうものを既に、当然、考えながら、持っております。

これを、今、見させていただきますとですね、本当によく考えられていて、基本的には全部、私とこのものは、当然、こういうことも考えていかなきゃいけないなというものが、この中に含まれております。

で、基本的な考えたとしては、もう、こういう形で取り組む必要があるかと思っております。

特にですね、私も、森林組合が、これは中核にならなきゃいけないことが分かっているんですけども、ただ、森林組合が、これまでやってきた、その杉やヒノキの、こうした人工林、このまた、施業だけ、間伐だけではですね、当然まあ、十分ではないわけで、これだけ、自然林、里山林、こういうところがですね、全く管理ができてない中でね、こういうものも管理していく上では、確かに異業種、今までの、これに参加していない人が、新たに、この森林資源の、こういう活用に参加していただく仕組みづくり。

それと、また、地域の皆さんが、やっぱり、一人一人が地域でも参加していただき、先ほどのような里山林整備のような中でね、これが、やっぱり地域の環境をよくしながら、また、そこに、それが、いくらのお金になっていくという、こういう仕組みというのが、これが、ずっと続いて行ける仕組みだと思っております。

その中で、やはり提案いただいています中間、貯木場というんですか、これは、私も、イメージとしては、十分持ってますし、ある程度、場所もですね、佐用町として使える、こういうところで、集め、集約していけば、ここに対して、そういう個人の方も搬入ができるし、また、いろんな形で、例えば、土木業者の、現在のね、これから建設業、土木事業というのは、かなり減っていきます。そういう方も、そこに参入ができる。仕事になって、仕事として、いろいろと加わっていただけると、こういうことが、かなり可能になっていくかと思っております。

だから、こういうその、少なくとも仕組みをつくって、それが、また、うまくいけると、先ほど言いましたように、これは一つの期待ですけども、自然発生的にですね、皆さんの関心が高まって、また、新たな参入者というものも生まれてくるという、こういう、うまくこう回転していけるようにね、していく仕組み、まず、そういう仕組みを、まず、町として、これからできるだけ早く取り組むということが肝要、大事だというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） いろいろと提案というんですか、同じようなことを考えれるぐらい、これまで議論を重ねてきたなというふうに、今、自己満足をしています。

この私の一般質問、木質バイオシリーズは、半沢直樹まではいきませんが、とりあえず 10 回ぐらいまでは頑張ろうかなと思っております。

今回は、もしかしたら空くかも分かりません。と言いましてもね、やっぱり今日の議論の中で、僕も確認をしたんですけども、考える方向は、多分、一緒だと思うんですよ。誰が考えても。ただ、後具体的に、財政的なものも含めて、どこまで踏み込んで、このチャンス을最大限に生かしていけるかというところだろうと思うんです。

で、今回のかかろうとしている森林資源の活用計画、これの調査ですね、これを十分にやっていただいて、こうした方向性も含めて調査をしていただいて、計画書を、ぜひ早くつくっていただきたいなというふうに思います。

特に、具体的に、どういうふうな計画書ができるのか。調査表ができるのかというのは、まだ、分からないわけですけども、できれば、町のね総合計画に匹敵するぐらいの林業版の計画書ができて、具体的な行動計画が、その中に盛り込まれたらなというふうに思っています。

それに大きく期待をして、今回の一般質問のほうを終わりたいと思います。

[町長「はい、じゃあ、最後に」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） まあ、そういう期待をしていただいておりますし、その期待に応えなきゃいけないという責任を感じております。

これは、これからの計画の中でね、また、具体的に、また、皆さんにもご相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、私の一つ、この中で、少し問題、ネックというんか、大事なことなんですけれども、この自然林ですね、今、公的なこの補助制度が何もない。これについて、どう今後、佐用町の中でも、相当の量があるわけです。ここについてね、これをいかに資源化していくか。

例えば、今、いろいろと地域の本当に活性化の中で、皆さん方も、いろんな次の新しい、その産業なり、地域の事業は生まれないのかと。

ただ、木を燃料に出すだけじゃなくって、これを少なくともキノコ、そういうものの栽培とかですね、原木に使うとか。

ただ、それを使って、そういうものに使えない物を、また、燃料として使う。ただ、それにしても、なかなか今、木材価格、原木価格で見ればですね、一番、交通の便利というんか、非常に近いところではね、シイタケの原木だけにして、それで何とか成り立っている部分もあるんですけど、全体をやろうとすればですね、なかなか採算に合わない。こういう点について、これは、やっぱり町として、先ほどお話のように、公的な、独自のやっぱり仕組みというのは、やっぱり考えていかなきゃいけないなと思っております。

このへんが、今後ね、町の財政、長期的な、いろんなことこのこう、大きな効果を発揮する。その費用対効果の中でね、ただ単に、それ売って買っての採算性だけではなくてですね、公的なやっぱり、いろんな環境資源、災害とか、そういうことも含めたですね、防止とか、そういう効果を踏まえた中で、必要なやっぱり方策というものをね、仕組みというのを、やっぱり必要であろうなということ、方向としてね、一言申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） すっかり、さっき納めの言葉で終わろうとしたんですけども、町長が言われるんで、また、一言言わないかんのんです。

まあ、今、言われているようにね、そこはネックだと思うんです。だから、自然林については、僕は当然、この森林を整備していかなければいけないというファクターの中では大きな場所だと思うんですよね。

で、一つの手段として、これも提案ですけども、僕はその、防災、あるいは環境面からしてね、今の雑木林を整備していく。例えば、密集度について、20 パーセント緩和する。30 パーセント緩和するということで、間伐、除伐ですね。そうした形態に対して、里山林・自然林環境整備支援補助金みたいな形で、そういうようなものが出れば、本来、雑木が持っている付加価値プラス、生産者に利益還元できるような手段としたら、それぐらいしかないんじゃないかなというふうには思っています。それについては、また、次回、12 月に、十分時間を取ってやりたいなと思いますので、じゃあ、議長、終わります。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員の発言は終わりました。

続いて 16 番、鍋島裕文議員の発言を許可いたします。

〔16 番 鍋島裕文君 登壇〕

16 番（鍋島裕文君） 失礼します。16 番、日本共産党の鍋島です。

最後になりましたが、もうしばらくのご辛抱、よろしく願いいたします。

私は、まず、172 億円もの下水道統合事業の問題点について伺いたいと思います。

8 月 28 日の全員協議会で町長は、本町の下水集合処理区、17 処理区を六つの処理区に統合する計画を行政の附属機関である上下水道審議会に諮問し、第 1 回目を 7 月 30 日。第 2 回目を 8 月 30 日に審議し、審議が終われば、この計画の認可申請を行いたいとの報告を行われました。

一方、町議会には、昨年 2 月 14 日の厚生委員会に下水道の効率的な統廃合計画の策定を、平成 24 年度に実施したいとの報告が行われていますが、計画素案が策定されても、この間、8 月 28 日の全員協議会まで何の報告もされず下水道審議会に諮問されていたわけであります。

ほかの市町が、下水道計画変更策定の素案は議会はもちろん、市民に意見を聞くパブリックコメントを実施している事実を見れば、本町の取り組みは、この点から問題を指摘せざるを得ません。

そこで第 1 点目として、計画素案は、いつ策定されたのか。策定日を伺います。

そして、その計画素案は、第 1 回の上下水道審議会に諮問された 7 月 30 日までには、当然、議会に報告されるべきではなかったかについて伺います。

第 2 点目は、計画の内容であります。

まず、計画の現在 17 カ所の下水終末処理場を 6 カ所に統合すれば、機器の更新や維持管理面において効率的な管理ができるというのは、これはもう議論の余地のない当然のことです。ここで議論する必要はありません。

問題は、建設コスト、費用についてであります。先ほど出てきましたけども、費用対効果の問題であります。

町長報告では、新計画は、総事業費 172 億円であるのに対し、その効果は、年間 4,000 万円の節減効果。これは、全員協議会での報告でありますけれどもということでありました。もちろん、収益事業ではありませんので、単純に言えない点もありますが、4,000 万円の節減効果ということで限定すれば、投資額に対し、430 年かかって元を取るとの計算

に、単純計算ではなりません。

そこで、この節減効果では、投資効果や費用対効果から見て問題があるのではないかと、こう思わざるを得ません。

また、投資効果や費用対効果を考える上で、ほかに合理的な理由を、当局は持っておられるかどうか。あれば、具体的に、この一般質問の中で明らかにしていただきたい。このように思います。

以上、この場からの質問といたします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、一般質問最後の質問であります鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、下水道施設の統廃合問題につきまして、お答えをさせていただきます。

この下水道の施設の統廃合計画につきましては、国土交通省都市・地域整備局下水道部策定の効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアルに基づき、平成 17 年の合併を契機に検討を始め、平成 22 年に繰越事業として、基本構想及び全体計画を平成 23 年 7 月に策定しております。その後、課内で、その基本計画をもとに統廃合事業の実施の可能性や事業の推進方法等の検討を行い、翌年平成 24 年 1 月に全議員協議会に、2 月に厚生常任委員会にそれぞれ、現状の 17 カ所の下水道処理施設を維持し続けると、維持管理経費が町の財政を圧迫すること、また、近い将来、機械、電気設備の更新費用が必要となること、今後、さらなる人口減少を勘案すれば、現状の汚水処理施設の整備形態を維持しながら管理することが最適でないことというふうに判断をし、計画的な集合処理区域の統廃合により運営事業費の縮減を図る必要があるとの考えを説明をさせていただいたというふうに記憶いたしております。

その後、平成 24 年度の当初予算に計上し、ご承認をいただき、平成 24 年度繰越事業として佐用町特定環境保全公共下水道事業計画変更協議書を作成することとし、併せて上下水道審議会への諮問を行い、兵庫県環境課を通じて、佐用町の生活排水施設にかかわる担当課と事前協議を実施し、今後 20 年間での取り組みに向けた事業計画の取りまとめを現在進めているところでございます。

先月、8 月 30 日には、第 2 回目の上下水道審議会を開催をしていただき、計画案は妥当であるとの結論をいただいております。今後、兵庫県環境課との事前協議完了後、兵庫県下水道課との第 1 回目の認可変更協議を 10 月に予定しております。

次に、議会への報告が遅すぎたのではないかとということですが、議会への報告は、先に述べさせていただいたとおり、適宜下水道の統廃合についての必要性や考え方、方針については、全議員協議会、委員会等で説明をさせていただいたところでございます。

また、上下水道審議会の開催については、佐用町上下水道審議会条例に基づき審議をお願いをしたところであります。

次に、総事業費 172 億円の根本問題について、また、投資効果はと、その内容はということでのご質問でございますが。この事業費 172 億円という数字につきまして、この議会で説明をさせて、計画について説明をさせていただいた説明が、私は、非常に不十分で誤解を招いた点があるというふうに思っております。この点につきましては、申し訳なく思っております。

改めてですね、この事業にかかわる費用について、説明をさせていただきます。

総事業費 172 億円については、その内訳は、統合に係る直接の建設費と、今後、ずっとこの維持管理をしながら統合をしていくわけでありまして、今後 50 年間という期間を定めた中で、50 年間でかかるであろう機械の更新を含めた維持管理費を合算したものでございます。

今回の統廃合に係る直接の建設費は、それぞれの施設を接続する接続管につきましては、約 16.6 キロメートルで 10 億 8,000 万円を予定しております。その間に必要なマンホールポンプ 20 基で 3 億 5,200 万円、総額 14 億 3,200 万円の直接的な統合に係る建設経費を見込んでおります。

また、これからの 50 年間での機器の更新を含めた維持管理費は、機械電気の更新費では、統合なしで 126 億 300 万円、施設を統合すれば 98 億 1,000 万円となっており、27 億 9,200 万円の経費節減が図れます。

次に、維持管理費では、統合なしで、今後 50 年間で 65 億 7,500 万円、統合をすれば 57 億 6,400 万円となり 8 億 1,000 万円の経費節減と、新たに、接続管及びマンホールポンプの新たに設置した維持管理費が 1 億 8,700 万円の経費が必要となっております。

経費増減額を合計をいたしますと、機器の更新を含めた維持管理費としては 34 億 1,600 万円の節減を見込んでおります。

投資効果といたしましては、機器の更新を含めた維持管理費 34 億 1,600 万円から、建設、直接必要な建設費 14 億 3,200 万円を差し引きますと、19 億 8,400 万円の費用節減となり、これを 50 年間という年間で割り戻しますと、まあ 1 年間 4,000 万円という節減効果が見込めるということになります。

こういう点で、50 年間というですね、非常に長い間の、その施設を維持管理、施設を使う経費、これも含めて全部の事業として計算をしておりますので、このような大きな額になっているわけでございます。

それから、直接、これに係る建設費としては、今のところ 6 施設にするための工事費、管渠の施設等につきましては、それほど大きな額にはなりません。

また、現在稼働中の佐用衛生公苑では、し尿及び浄化槽の汚泥を処理をしておりますが、供用開始後 28 年が経過をし、段々と老朽化が進んでおります。今後も、この施設を存続させるには多額の改造更新経費も、費用も必要となることが予想をされます。施設統合に併せて、下水道処理場で集約処理、M I C S 事業として、一緒に処理する計画を考えているわけでありまして、この佐用衛生公苑を廃止することにより、施設更新に係る建設費約 5 億円と、年間の維持管理費約 5,000 万円の経費の削減ができ、前処理施設建設費 2 億 4,000 万円を見込んだとしても施設統合と併せて年間約 9,000 万円の経費の節減が、これは、可能と考えております。

これを行うためには、この現在の処理場の統合も併せて行うということが必要でございます。

こういう計画の内容になって、基本計画の内容になっておりまして、この計画に基づいてですね、これも地域の皆さん方、いろいろと関係者の皆さんにも一つ一つ具体的に事業にかかるのところからですね、事前に説明をさせていただいて、20 年間という、一応、予定にしておりますけれども、できればね、少しでも、この佐用衛生公苑等については、毎日、それだけの大きな経費もかかっておりますので、早く、この統合なり廃止ができるように取り組むことが必要かというふうに考えておりますので、ご理解いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、再質問をさせていただきます。

今、事業概要について、説明あったわけですがけれども、議会の関係で言えばね、一昨年の2月の委員会、その前に、1月に全員協議会というふうに報告されたかもしれませんが、実は、その前の一昨年の5月にはね、全員協議会で、下水道の統合の報告をされておるんですね。

ただ、今までの報告というのは、そういった172億円という事業費の関係もなければ、ただ、統合しなければ、コストがかかるというような大雑把な説明できてたわけです。

当然、この計画が策定されればね、それは、事業費関係も含めて、明らかになるわけですから、それについて、どうかという点でね、当然、議会は、町民に、その内容を諮問、上下水道審議会だけでなくでね、やっぱり報告すべきじゃないかというふうに思いますね。

まあ、50年後の維持補修も含めて172億円ということでもありますけども、この事業費からしても、この計画がね、集合処理区の計画であって、当然、現在の合併浄化槽区域、今度、接続管、全体で16キロということになってますけども、その程度で済むんかな。もちろん、計画で、そうっておるんだったら、16キロで済むんでしょ。

例えば、全員協議会の中であったようにね、三河の処理センターから、漆野までの間、接続管引っ張るとすれば、当然、その間にはね、合併浄化槽区域があるわけですから、そういったことも含めて、だったら、この地域に、そういった要望があれば、計画変更もするとかですね、これは当然、町民に意見を聞く中で、そういった計画も進めていく必要があるというふうに思うんですね。

ところが、残念ながら、審議会に出されて、今から県との交渉、それは当然のことだけれども、審議会の妥当だという結論出た内容で、県と進められようわけですから、そのあたりではね、県と進める前に、当然、議会、住民に説明し、意見を聞くということが、やっぱりされるべきじゃないか。そうしなければ、それはね、確かに聞かなくても、十分配慮したというふうに思われとるか分からんけれども、実際問題、全員協議会なんかでも、合併処理区はどないなるんだというような意見が出るような状況であり、これは、おそらく住民的にも、そういった意見もあるんでしょ。

そういったことからすればね、認可申請する前に、議会、町民に意見を聞く、これが必要じゃないかというふうに思うんですけど、まず、この点、どうでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） まあ、計画の方向とか内容、必要性ということについては、それは、十分ご理解いただいていると思いますし、これまでも、議会の皆さん方にも、説明もさせていただいて、予算化もさせていただいて、進めてきたわけです。

こうして、それにかかる、ある程度の具体的な50年間にわたるですね、経費とか建設費、こういうもののコスト計算、これは、ある程度、細かくですね、こう出していく上で時間もかかりました。そういう中で、遅れましたことには、申し訳なく思いますけれども、まあ、実際に、これは基本的な認可変更するわけですがけれども、認可を取るわけですがけれども、それぞれの施設ごとにですね、統合するにあたりましては、また、これは、当然、地域の皆さん方、それに関係する皆さん方にも説明をさせていただいてですね、変更する

ところは、変更していったらいいと思います。

ただ、元々ですね、この施設は、今あるものを統合するというのが前提の事業です。ですから、新たに処理計画をつくるということではございませんので、そのへんは、制約が、当然ありますし、進め方としてですね、地域の住民の皆さんに、じゃあこれからどうしますか。今まで、合併浄化槽ですけども、こっちに、じゃあ、変えますかとかというようなですね、どちらを選択していただけますかというようなことを、協議をする。そういうことは、当初から、これはできない。

合理的なものがあって、計画の中で、これが認められるものについては、また、その協議の中で計画を変更するということになるかと思しますので、そういう中で、今回の審議会におきましてもですね、当然、この地域の代表の皆さん、今の処理施設を設置させていただいている地域の自治会長さん、そういう方々にも全員入っていただいて、これを、こういう計画についての基本構想としては、これは同意ができる。

ただ、当然、その中の意見でもですね、これを実際に実施する時には、この今の現在の施設をつくった過去の経緯というものが、それぞれ、いろいろとあります。そういうことを踏まえて、十分に地元の協議をし、合意を得てくださいと。これは、当然でありますし、そういうことが付け加えられておりますので、その点は、申し添えておきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 今、ここに資料いただいてないんでね、議会としても議論のしようがないんだけど、今の町長報告で言いますと、この事業費の関係ではね、接続管 16 キロ、あとマンホールポンプ等ですね、こういうもので事業費としては、20 年間に、これで約 14 億円何がし、後の 160 億円に近いお金は、今後 50 年間のね、そういう維持管理を含めた機器の更新、要りますわね。そういう費用だということで、とりあえず、この 20 年間というのは、この 14 億円の事業費というふうに見てよろしいんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） いえいえ。

その間にも、機器の更新とか、そういうものは必要な時には生まれてきます。当然。

ですから、これは、統合してもしなくても、当然、今の施設がですね、50 年間ずっと、そのまま動くわけじゃないんで、今でも、当然、毎年の維持管理をしながら、その必要な機器の更新を行い、また、部品交換を行いですね、やっているわけです。

ですから、それを早くやればやるほど、その更新していく経費というのが、施設が小さく、少なくなるんですから、それは効果は高まっていくはずですよ。

しかし、その 20 年間の間にもですね、まだ、更新、まだ、統合できていないところがあれば、それは当然、その間もずっと、そういう維持をしていかなきゃいけないんで、電機設備とか、また、モーターとか、そういう、いろんな機会、機器関係で必要な時には、交換もしていかなきゃいけない。そういう交換をしていくサイクルですね。だいたい、こういう物は何年もつとか、そういうものを、一つずつ、ずっと調査をした上で、順番を、だいたい仮定しています。どこから順番にやっていくか。そういうことを積み上げていった中で、50 年間の経費が、これぐらいかかるという、一つの想定、算定をしたということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 全体計画はね、ちょっと分からないんで、今、言われたように、今言った、農業集落排水とコミプラですね、廃止の対象というのは、あとの公共下水の終末処理場は、全て残るといふ、そういう計画。これはもう、間違いないと思いますけれども。そういう中でね、農集の廃止をすれば、当然、その分の維持管理は要らなくなるというの、もう当たり前なんだが、一つ一つの、そういう機器の更新や何やら、それから接続管については、新しい物で、既設管はね、これは統合にかかわらずコストがかかりますから、同じように、そういうことから見たら、できるだけね、今の施設を機器についてもコストを安く延命できればね、当然のことだけでも、将来的には、このように統合計画なつたとしてもね、そのテンポは、その寿命に合わせて延ばすことができる。つまり、その間の支出を抑えていくということができるといふような一つの見方はできると。計算上、そうなるかどうか分かりませんよ。そういうふうに、見方はできると思います。

つまり、30年しかもたない施設や何やらを、長寿命化計画の中で、40年、50年引き延ばすことができると。コストも安く、いふようなことがね、一つ一つ診断できた場合は、この計画も、もっと余裕持って、スパンを長くできるんじゃないか。

で、お伺いしたいんですけども、効率的に統合する。これ何も悪いことじゃないんだけど、その前に、現在ある各施設をね、いわゆる長寿命でもたせるといふような計画は考えられなかったのか。そのもとであれば、この計画変更自体もね、また、スパン等変わってくるというふうに思うんで、一時的な、そういう負担、コストから見たら、少なくなるということも考えられるんじゃないかというふうに思うんです。

それで、その長寿命化計画というのは、この間、されてないんですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） この統合の考え方なんですけれども、基本的にはですね、この建設当時は、将来人口を見込んで計画したということでございます。

で、現状はですね、ご存知のとおり人口は右肩下がりということで、将来人口を推定しますと、ドンドン、人口が減っていくと。平成42年を最終目標としておるわけなんですけれども、佐用町の人口が1万6,000人余りというふうなことのあれが出ております。そういうことで、機器におきましてはですね、現状でもですね、処理能力の約半分ぐらいが、どこの処理場も、その程度で、今、推移しております。そういう関係で、ドンドン人口が少なくなるということは、当然その流入する下水量も下水の量も少なくなるということで、基本的には、安定したですね処理が困難になってこようかというふうなこともありますので、どうしても、この計画につきましてはですね、やっぴいかざるを得んのかなというふうなことで、計画させていただいております。それが、大きな根本でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 今、課長言われたことは、よく分かるんです。だから、何も、それは否定していなくて、将来的に、そういった効率化を目指すということはね、大事だということで、私が言っていたのは、今ある施設のね、長寿命化というのは、どう考えておられるのかということで、この間、統合計画、統合計画ということで、一昨年からずっと、議会に報告する中でね、下水道施設の長寿命の中で、その計画を進めるといような発想はなかったというように思うんですね。

今、長寿命化計画立ててないというふうに聞こえたんで。長寿命化計画立てておられるんだったら、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今回の、例えば、橋のね、長寿命化計画を一斉にやっているというようなことは、ありませんけども、施設の長寿命化というのは常にやっております。

というのは、これがメンテです。今、設置している公共下水道事業の中の、いろんな処理槽なんかのですね、例えば、コンクリートの腐食を防ぐための対策とかですね、また、機械を運用、次々と交換して行って、長寿命化をします。これはもう、施設の設備ですから、プラントですから、これは、そういうふうにしていけば、ずっと長く使えることは、間違いありません。

ただ、そのことが、たくさんの施設を、同じようなことを長寿命化をしていると、それだけ、今、課長が申しましたように、その使う、その処理人口がドンドン減っていく中で、一人当たりのコストが、ドンドンと高くなっていくと。ですから、そういう施設を、できるだけ集約して、効率よく使うようにしていくということによって、公費の節減が、経費の節減ができるということであり、この中止になる公共下水道施設として、特別公共下水道としてつくった施設は、今後とも、言えば、この 50 年後にも使うということの前提で、これは、計画をしているところです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 今、ここで、数字のことをやられたところで、そういった資料もないわけでね、これはできないわけで、基本的な考え方で、長寿命化計画をすれば、計画自体もね、もっと余裕ができたんじゃないかというようなことでの指摘をさせていただいたんですね。そういうことです。

そこで、ちょっと確認しますが、私も、今、何の資料もなく、町長とこう、議論させていただきよんやね。

やっぱり当然、議会には、諮問機関の上下水道審議会に出した内容というのはね、当然、配布されるべきじゃないかと。そういうふうな考えはないんやね。

そういった点からして、先ほどの、認可申請までに議会や、それから町民の意見を聞く、パブリックコメント、いろんな形態がありますけども、これは早急に実施すべきだというふうに思うんです。皆の意見を聞くと。それから始めるべきだというふうに思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長「ちょっと待ってください」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） すいません。

そういう基本構想でしたので、そういう今、議会のほうに説明させていただいたように、今ある施設を、どういう単位で、今後、統合していこうとするか。そういうことでの説明で、その資料を出させていただいております。

ですから、今後、これを事業化して、これ 20 年という、非常に長期なスパンになってますから、これに具体的に、そういう統合ということで認可をいただいた中で、これから、また、年度ごとに、この事業を行っていくということでの、また、協議をさせていただきたいと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 過疎計画とかね、そういうもの変更の場合は、これはもう法律で義務づけられています。議会の議決後、計画変更すると。それで国に上げると。

で、これは、法律的に義務づけられていないけどもね、内容的には、非常に重要な問題なんやね。そういうコストの問題、それから、合併浄化槽区域の問題、いろんな問題が絡み合ってますから。いやいや、あくまでも、これ集合処理区の問題といっても、それは付随する問題として出てきます。

そういうことからすれば、今は、議会の議決は必要ありません。今の制度ではね。

しかし、議会の議決が必要な計画というのは、位置づけがね、やっぱりされるべきだというふうに思いますので、この点は、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

それから確認します。結局、172 億円のうち、国庫補助はどのくらいあるのかということ。そのあたりの財源は、どのように考えておられるのかということ。

それから、2 点目に、いわゆる国庫補助を受けた施設というのはね、国庫補助対象施設ということで、廃止する場合は、普通はね、普通は、補助金の返還とか、そういった問題が絡んできます。そういうことからしたら、本町の農集施設やコミプラ施設というのは、一切、そういう補助金の返還という問題は起こらないのかということ。これ二つ目ね。

三つ目、先ほど、下三河の話しましたが、やっぱり、そういう接続管が、わざわざ、その集落の中を通るという場合はね、それは、当然、計画変更も、当然、考えるべきだと。何か 50 メートル半径だったらどうのこうので、何を基準にしておるのか分かりませんが、それでも、それは、計画自体を、そのようにすべきじゃないか。

その 3 点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） これにつきましてははですね、当然、国の補助いただいて行います。基本的には2分の1補助ということですね。それと、あとは起債ということで、対応できると考えています。
それから、

〔鍋島君「補助金返還」と呼ぶ〕

上下水道課長（上野耕作君） 農集施設、コミプラの施設ですね、これにつきましては、議員ご指摘のとおり、廃止すれば、当然、補助金返還ということになってこようかと思えます。

ただし、機械、それから電気につきましてははですね、耐用年数がございますので、この部分は、返還の対応になりません。対象になりません。

ただ、建物につきましては、まだ、75年という、そういうあれがありますので、この部分につきましては、跡地利用ということで、それをすることによりまして、補助金返還が逃れれるということになっております。ただ、中の機械の取り除きとか、そういうものにつきましては、新たな費用が発生するということがございます。

それから、接続管のことでございますけれども、これにつきましては、今回は、あくまでも、今ある施設の集合施設の統合ということでございます。それを考えていく中で、なるべく、その管渠に接続できるところを統合できる計画をしながら、しながら、今回の区域の中には入れておりませんが、将来的に、その周囲の、なるべく今、合併処理槽が入っておるわけなんですけれども、そういうところも、なるべく拾っていき、将来的には、合併処理槽も、当然、更新の時期が来ます。そういうことも踏まえて考えていくということで、今回、計画しております。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

〔町長「ちょっと、(聴取不能)」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 建設費、これ接続する直接の建設費、これは国庫補助2分の1ということで、後また起債も可能です。

ただ、172億というのは、これは建設費以外の、

〔鍋島君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） えっ。

〔鍋島君「維持管理費用」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 維持管理費用は、その国庫補助なんかありませんから、そんなこと分かっていただいていると思いますけども、今、172億についての、この費用は、国庫補助あるんかというお話しでしたからね、課長は、それはありますと言いましたので、それは、その部分は、ありませんので。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 丁寧なご説明ありがとうございます。

それでね、本町、各旧町ごとに違うか分からんけども、例えば、上月なんかだったらね、上月だったら、だいたい20年以内やね、終末処理場の供用開始から。新しいもので、上月処理場が平成11年、ということからしたら、12、13年。供用開始から、まだ、それほどしかたっていないというのがね、今の状況です。

そういう点も踏まえれば、長寿命化、メンテナンスでやっておると言われるけれども、メンテナンスでやるのと、長寿命化計画を立てるというのはね、それは、やっぱり違うわけですから、そのあたりは、今言っても仕方ないか分からんけれども、やっぱり指摘をさせていただきます。

それで、この質問を終わります。

続いて、町営住宅問題について伺います。町営住宅のペット飼育問題と、住宅入居者の修繕等の要望には、迅速、丁寧に対応されることを求めて質問いたします。

第1点目に、ペット飼育禁止問題について伺います。

役場から、町営住宅入居者へのお知らせとして、住宅通信というものがあります。その通信の、今年の4月号は、犬や猫を飼っている入居者は、11月までに処分をすること。ただし、処分の中に括弧小さく手放すことと書いてありますけど。また、従わない場合は、入居許可の取り消し措置もありますとしています。

公営住宅のペット飼育問題というのは、もう全国的にもね、難しい問題として、各地で議論が行われているようであります。しかし、入居者の現実生活の問題として、合理的な解決が図られるべき問題であり、当局の基本的な姿勢について伺います。

①つ目として、ペット飼育禁止の経過と、その根拠となる法律は何か。

②つ目に、役場の通信では、新しく入居された方で、猫の毛に対するアレルギー反応があり、場合によっては、ほかの住宅に移っていただかなければならないとありますが、どう対処されたのか。その内容を伺います。

③つ目に、11月末までに処分しなければ、入居取り消しの一律的な適用は問題ではないでしょうか。実情にあった柔軟な対応をすべきだが、どうでしょうか。

第2点目に、住宅入居者への対応問題について伺います。

この間の出来事として、町営久崎第1住宅入居者の修繕要望が5月初めに役場にされて、2カ月以上放置されたということがありました。ずさんな対応と言わざるを得ないものであり、当局は、厳しく反省すべきであります。

そこで、①つとして、このようになった原因と、同様なことがほかにも発生しているのか。

②つ目には、今後の、再発防止策ですね、このあたりについては、どのように考えておられるのか。

この点での答弁、よろしくお願いたします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の住宅、町営住宅の管理問題についてのご質問にお答えをさせていただきます。

非常に、経緯が、いろいろとあって、少し、答弁が長くなりますけれども、お許しいただきたいと思えます。

まず1点目のペット飼育禁止問題についてと、その経過と、その根拠法はということですが、ペット飼育禁止問題につきましては、これまでは、個別に対応しておりましたが、昨年度に入居された方が、入居まもなく猫アレルギーであることで被害を訴えられた事例がございました。

入居された居室で飼っていたのではなく、住宅内での飼い猫がうろつき、それによるアレルギー症状の発症であったため、ベランダ等への進入等を防ぐことによって、現在のところアレルギー症状の進行は無いと聞いております。

また、住宅内での総会をされた時に、飼い犬の苦情問題があり、団地の総意として対処するよう町への要請もございました。そのため、過去に寄せられた飼い犬・飼い猫等の苦情をベースにして、実態を把握をいたしましたところ、判明しましたケースだけで、犬については24世帯、猫については6世帯、合計30世帯で飼育をされている状況でございました。そのうち10世帯は、飼育しない旨の誓約書を提出されているにも関わらず飼育されておられます。

飼育されておられるケースを個別に訪問いたしますと、飼育の理由や環境等については個々に違い、それぞれの理由があります。

また、飼育されているペットの寿命は長いもので15年ほどらしいものですが、飼育されているペットの年齢もさまざまで、飼育されて3年ほどのものもあれば、もうかなりの年齢になっているペットもございます。

ペットを飼育しない旨の誓約書は書いたが、ペットの飼育を始められた入居者のほとんどは、他の入居者が飼育されているペットを見て、誓約書を書いてはいるけれども飼育はしてもよいと解釈されて飼育を始めたということでもあります。

このため、言葉は適当ではございませんが、ペットの処置につきましては、24団地の入居者に一斉にご理解を賜り、犬や猫を住宅から排除し、これから先、アレルギー体質の方が入居を希望されても問題なく、スムーズに入居できるように取り組み、また、猫を飼っていない方々、犬を飼っていない方々から寄せられている苦情等がないようにですね、していきたいということで、この飼い猫、飼い犬の問題について禁止をするということで、取り組むことといたしました。

ある団地では、今飼っているペットの命が尽きるまで飼育させてほしいとの旨の署名も集められて町に提出をされております。

署名された方のお気持ちはよく分かりますが、先に述べましたとおり、寿命尽きるまでということになりますと、長いものでは、まだ10数年の寿命があり、10数年間の間には前述のとおり飼育されているのを見て、新たな入居者が飼育されるということが予測をされます。これはもう、收拾が付きません。

町営住宅である以上、住宅は住民みんなの住宅であり、決して入居者の住宅ではないことから、署名された意志等につきましては尊重しつつも、断腸の思いでペット等について

は、住宅では飼育できない決まりを守っていただかなければならないと考えております。

これが現在までの経緯でございます。

町営住宅等で犬や猫が飼えないことについての根拠法令についてでございますが、公営住宅法には、動物の飼育を禁止する規定等は定められておりませんし、佐用町営住宅条例等でも直接的に動物の飼育を禁止する条項はございませんが、平成5年3月9日付建設省住宅局長が各都道府県知事宛てに宛てた、賃貸住宅の標準契約書についての通達があり、賃貸住宅の標準契約書の第7条第4項に、借主は使用に当たり貸主の書面による承諾を得ることなく別表第2に掲げる行為を行ってはならないとなっております。

その別表第2には、観賞用の小鳥、魚等であって、明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物を飼育することであります。

賃貸住宅の標準契約書は、民間の賃貸住宅に対する標準契約を示すことによって、賃貸借当事者間のトラブルを軽減させるためのものですが、公営住宅の利用関係については、これらを適用しても司法上、法律上、差支えないとしている判例もございますので、標準契約の内容は、公営住宅にも適用可能と考えております。

また、佐用町におきましては、入居者の保管義務等について定めた佐用町営住宅条例第26条では入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならないとしております。町営住宅での生活は共同生活であり、住宅内で犬や猫を飼育することは、鳴き声や臭い、抜け毛などで近隣に大変迷惑をかけることになり、これに抵触すると考えており、現に寄せられた苦情の大半がこれらの苦情でございます。

そして、同条例の第39条第1項は、入居許可の取消等について定めており、第25条から第30条までの規定に違反したときとなっておりますので、第26条に抵触すれば入居許可を取消し、町営住宅の明け渡しを請求することができるというふうになります。

犬や猫を飼育することによって、アレルギーの原因となる匂いや毛を居室からなくするためには、最悪の場合は床材の張替、クロス等の壁のやり替え等、居室の広さにもよりますが、費用が数十万円と高く、多額の修繕費が必要となりますので、適正かつ合理的な管理に支障があると判断いたしましたので、これらを根拠として飼育されている方に犬や猫を飼育しないように、お願いをいたしているところであります。

次に、アレルギーの内容はということでございますが、アレルギーの症状については犬や猫等の毛が原因となり湿疹が手足に出て、湿疹がでた場合はステロイド薬などを処方されているそうです。これによって、本来は、ベランダに洗濯物を干すようになっておりますけれども、ベランダには、猫が出入りするため、洗濯物は干せない状況となっているということでございます。

次に、一律的な運用は問題ではないか、実情にあった柔軟な対応をとということでございますが、11月末までといたしましたのは、ペットを里親の募集に出された場合、6カ月間を預かり期間の最長としていることから11月ということにしたところでございます。

一律的な適応についてでございますが、飼育者は、それぞれ飼育し始めた理由が異なったり、ペットの寿命を考慮しますと、まだ10数年は、町営住宅から猫や犬が排除することができません。よって、線引きや考慮条件が大変難しいと判断をいたしておりますのと、考慮した場合でも、入居者全てに理解は得られないものではないというふうに判断をいたしております。

続きまして、2点目の町営住宅修繕要望に、適正に対応なされているかということでございますが、修繕の要望が2カ月以上放置されていたということについてであります。この件につきましては、修繕依頼があった段階で居室を訪問し、現場を担当者が確認しましたところ、生活にはすぐに支障がないとの判断を行い、急がなくても、同団地内で同様の修繕が発生した場合に一緒にさせていただく旨、入居者の方にご理解を、その時点でい

ただいていると聞いております。

そして、この8月末まで定時の入居募集をいたしましたところ同団地内で入居希望がございましたので、近く修繕をする旨を入居者に伝えているところであります。

同様のことは、ほかにあるのかということではありますが、また、再発防止はどうするかということもございますが、修繕依頼につきましては、大小問わず、基本的に現場を担当者が確認をして、適宜、判断をして、必要なものは対処しております。この場合も、どのようなお聞きをされているのか、分かりませんが、担当者が現場を確認をして、クロスのはがれということでありましたので、同じような修繕をする時に、また、業者に頼むということのご理解をいただいているということでもありますので、担当者としての対応に、私は、問題はないと判断をいたしております。

現場確認におきましては、休日、夜間を問わず出向き、現場確認を行い、入居者と対話協議し、費用対効果等も考慮しながらの維持管理をしておりますので、ほかには、そのような不適切な例は、今のところないと判断をいたしております。

中には、入居者のメンテナンス不足による故障等に関しましては、指導も行いながらということもございますので、入居者からの批判等もございますが、現状のままでのとおり、きっちりと維持管理するよう担当者のほうには、指示をいたしております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 時間がありませんので、まとめてお伺いします。

まずね、ペット飼育の問題は、決まっておりますという、盛んに説明されるんだけどね、法律的に決まってないんですよ。今、言われた、公営住宅法においても、本町の条例においてもね、書いてあるのは、周りの人に迷惑かけちゃいけませんよという部分はあるんだけど、明示してないんですね。ペット飼育等というのが。

それで、この兵庫県では初めてだと思えますけれども、兵庫県の自治体の中で、1カ所、私の調査だけ1カ所だけね、尼崎市が、この条例、迷惑行為に基づく、内容（聴取不能）ということで規則をつくっておるんですよ。その中に、ペット飼育で鳴き声、糞尿何々ですね、こういった迷惑をかけてはならないと。ほかには、こういうとこないですね。

ということは、法的にはね、ペット飼育禁止というのはないというのが、今、実態であります。

先ほどの住宅局長の通知は、通達はね、これまた、確認しなきゃいけないけども、しかし、これは法律じゃありません。

そういうことから見たら、それは実態です。

私、言っているのは、法律でないからオーケー、認めると言っているんじゃないんですよ。法律がないことをいう面も踏まえてね、確かに、それでも鳴き声や糞尿やアレルギー、こういった問題も解決しなきゃいけないんです。そういった現実がありますから。そしたら、これを解決するには、どうしたら。どうすべきかという知恵をね、もっともっと庁舎内で検討すべきだということをお願いいたします。

つまり一律に11月までに処分しなければ、退去命令、住宅退去の処置をとるというようなことをするというような、もしも、された場合にはね、これは違うんじゃないか。

実は、私は、この問題取り上げる気になったのは、住宅入居者でね、重い病気にかかっておられる方があるんです。で、その方が、もう十数年の老犬ですね、老犬ですから、

おそらくあとわずかでしょう。余命がね。そういう犬を飼っておられてね、この子が死ぬまで、やっぱりペット愛好者というのは、心のよりどころですよ。そういうことからしてね、そういう思い病気にかかって老犬でというような例があれば、これは、もう11月一律にするんじゃないかとね、やっぱり配慮すべきじゃないかというのが1点。

それから、当然のことながら、犬といたって、介助犬とか、それから盲導犬とかね、これはもう、ほんまに必要な犬もあるわけで、これは同じように扱わないというのは当然のことなんだけど、そういったこと踏まえて、一律にね、どんな事情があっても、11月処分しなければ、実際問題、退去を促されるかどうか知りませんが、そんな措置をとるのはおかしい。やっぱり、よく配慮すべきだというふうに思うんですけど、この点での、町長のね、柔軟な答弁を聞きたいんですね。この問題は。

それから、二つ目に、先ほどの久崎第1住宅の問題は、5月に聞いて云々とありましたけれども、これ、私は、確認したんです。その職員の方に。何も、その職員のこと悪くいうつもりありませんよ。私が聞いて行ったのは7月いつでしたか、半ば頃だと思えますけれども、7月行った段階で、こう言われているけど、どうなんか言ったら、行って説明したんじゃないんですよ。忘れてました言われたんです。それが、私、直に聞いてますから。そういったのを、私は聞きました。私、嘘つかれたのか、それは知りませんがね。そういったことがあるわけでね、そのあたりが、やっぱり庁舎内部のことだから、町民との間の違いがあってもいいだというようなことは、それは、やっぱり避けるべきだ。庁舎内部であっても、具合の悪いことは、やっぱり事実は、事実としてね、きちんとするというようなことで、これは、再検討していただきたい。

で、やっぱり住宅入居者にとって、修繕や何やらも毎日の生活ですから、役場におればね、それはもう、1カ月、2カ月遅れても何てことないというような、そういうふうを考えておられることないんですよ。感じもありますけども、毎日、毎日の生活で不備があったら、響くわけですからね、その点は、やっぱり敏感に考えていただきたい。

ぜひ、町長の答弁、よろしく願います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まず、修繕問題ですけども、今、担当者、本当にきちっと行ってですね、細かいことでも対応してくれていると思います。

それは、住宅の中でね、1日の生活に響くような水道が出ないとか、電気が壊れているとかということでは、それは、緊急を要します。

ただ、内容的に、今、お話しのように、クロスが一部剥がれているとか、こういう問題については、それは当然、私のほうは、それを忘れていたというんじゃないかと、そういう判断をしましたということを知っているんで、これは、もし、そういう報告が間違っている点は、これは、職員に十分に注意をしますし、それは、やっぱり、そういうことがあってはならないと思います。

ただ、修繕の内容については、そういう場合はですね、やっぱり、そこだけに業者の方に行ってもらっただけじゃなくって、同じように、入居者が変わった時には、クロスの張りかえなんかしているんで、その時と一緒にさせてもらいますということは、これは、入居者の方も、これは、待ってもらわなければならないということで、

〔鍋島君「それは、もちろん、後の話し」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ございます。

それから後、そのペットの問題ですけれども、鍋島議員は、そりゃ、よく考えてと、両立するようにどうしたらいいという話なんで、どうしたらいいか、なかなかね、両立しないから困ってしまっているんですね。これ。

鍋島議員は、そりゃ管理者考えろと言われてますけれども、自分で置きかえて、自分で考えていただいても難しいいうことは十分分かっていただいていると思うんですよ。ですから、

[鍋島君「一律にするかどうかの確認」と呼ぶ]

町長（庵逄典章君） だからね、一律には、なかなかできない部分あると思いますよ。確かに。

でも、それについて 11 月一律というのは、少なくとも 6 カ月間の、4 月からね、この問題は、もっと前からずっとあったわけです。その中で、6 カ月間の猶予を持って、11 月という決めなね。どこかで決めないとですね、それこそ、先ほど言ったように、いつまでも、なかなか何も解決ができないと、前へ行かない。苦情を申し立てている方にすれば、町営住宅の管理、どうしているんだということを言われた時に、じゃあ、そちらの方に、どう返答、回答していくのかということになります。

町営住宅に入居いただく時にはですね、そういうもの飼いませんという誓約書を入れていただいているわけですから。はい。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

16 番（鍋島裕文君） 時間ないんでね、町長、考えていただきたいのはね、古い入居者の人なんかは、従来から黙認だったんですよ。いい悪いは別としてね、で、それでまあ、法的な根拠もないという事情を考えたら、現実問題、糞尿や何やらで困るという問題はあるんですよ。それは、あるんだけど、その人たちは、入居の時は、誓約書なんか書いてませんよ。ペット飼育の、古い時代、古い時代書いてないんですよ。新しくなってからですよ。このペット飼育の誓約書は。

そういった経過も踏まえてね、踏まえて、もう、そういった老犬で、思い病気で、心のよりどころにされているというような実情もよく考えていただきたいというふうに、最後に言うておきます。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、分かりました。

それは、担当者もね、いろいろと考えて苦労しておりますけれども、特に、誓約書を書いていて、これは法律があるなしにかかわらずですね、誓約書を書いてあるということは、非常に重い、そのちゃんと約束事です。これは、やっぱりきちっと、しなきゃいけないと思います。

その誓約書がないというね、黙認をされていた時代、その住宅によっては、いろいろと旧町によって取り扱いは違っていたんでしょうけれども、そこを、ある程度、そのへんは、

分けて考える必要はあるかと思いますね。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

16 番（鍋島裕文君） はい、これで終わります。

議長（西岡 正君） 16 番、鍋島裕文議員の発言は終わりました。
これで通告による一般質問は終了いたしました。
これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、明日 9 月 27 日から 10 月の 6 日まで、本会議を休会
したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は 10 月 7 日、月曜日午前 9 時 30 分から再開しますので、ご承知くださいま
すよう、お願いいたします。
本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後 0 3 時 1 0 分 散会
